

東京專門學校  
文庫部  
圖書部  
講義錄  
有職故實

赤坂文治郎

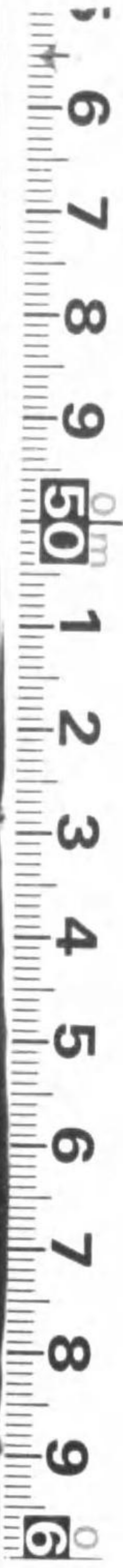
62-385



•1200701676909•

62

385



始



# 有職故實

講師 赤堀又次郎 講述

東京專門學校出版部藏版



# 有職故實

## 目次

一、 有職故實といふ語の意味	(一)
二、 公家故實 武家故實	(四)
三、 時代の區別	(五)
四、 有職故實の根本	(六)
五、 皇位の尊稱	(六)
六、 皇位の繼承の次第	(七)
七、 皇位繼承の儀式	(八)
八、 大嘗會	(九)
九、 三種神器	(一三)
十、 年號	(一四)
十一、 詔勅 宣命 宣旨	(一五)

十二、律令格式附儀式……………(一九)

二

十三、年中行事……………(二五)

四方拜 御藥を供す 朝賀 小朝拜 元日節會

朝觀行幸 二宮大饗 臨時客 叙位 七日節會

女叙位 女王祿 視告朔 縣召除目 御粥

御耕 踏歌節會 射禮 賭弓 內宴 卯杖

若菜 子日遊 外記政治 列見 位祿定 曲水宴

更衣 孟夏旬 擬階奏 駒牽 菖蒲を獻ず

五日節會 馬場の騎射 賑給 施米 乞巧奠

相撲 定考 駒牽 不堪佃田奏 重陽宴

射場始 五節帳臺の試御前の試 豊明節會 臨時の公事

十四、位階……………(四五)

十五、四十八階……………(四六)

十六、敕授、奏授、判授……………(四八)

十七、大夫……………(四八)

十八、上古の職官……………(四九)

十九、五伴緒神……………(五〇)

二十、臣連……………(五一)

廿一、伴造……………(五一)

廿二、中部……………(五二)

廿三、國造……………(五三)

廿四、中古の職官……………(五三)

廿五、八省百官……………(五四)

廿六、大寶の官制……………(五五)

廿七、令内、令外……………(五六)

廿八、官省、臺、職、坊、寮、司、監、署、府、使……………(五七)

廿九、長官、次官、判官、主典、雜任、雜色……………(五七)

三十、被管、被攝……………(五九)

卅一、官位相當……………(五九)

卅二、兼、行、守……………(六〇)

有職故實 目次

三

卅三、	敕任、奏任、判任、判補	.....	(六〇)
卅四、	京官、外官	.....	(六一)
卅五、	武官、文官	.....	(六一)
卅六、	權官、員外官	.....	(六一)
卅七、	長上官、番上官	.....	(六一)
卅八、	職事官、散官	.....	(六一)
卅九、	唐名	.....	(六一)
四十、	遙任	.....	(六三)
四十一、	神祇官	.....	(六三)
四十二、	攝關	.....	(六四)
四十三、	太政官	.....	(六六)
四十四、	三公	.....	(六八)
四十五、	大納言、中納言、參議	.....	(六九)
四十六、	少納言、外記	.....	(六九)

四十七、	辨官、八史	.....	(七〇)
四十八、	中務省	.....	(七〇)
四十九、	侍從	.....	(七一)
五十、	內舍人	.....	(七一)
五十一、	內記	.....	(七一)
五十二、	監物、主鈴、典鑰	.....	(七二)
五十三、	中官職	.....	(七二)
五十四、	大舍人寮	.....	(七三)
五十五、	圖書寮	.....	(七三)
五十六、	內藏寮	.....	(七三)
五十七、	縫殿寮	.....	(七四)
五十八、	陰陽寮	.....	(七四)
五十九、	內匠寮	.....	(七四)
六十、	式部省	.....	(七五)

六十一、	大學寮	.....	(七五)
六十二、	散位寮	.....	(七六)
六十三、	治部省	.....	(七六)
六十四、	雅樂寮	.....	(七七)
六十五、	玄蕃寮	.....	(七七)
六十六、	諸寮司	.....	(七八)
六十七、	民部省	.....	(七八)
六十八、	主計寮、主稅寮	.....	(七八)
六十九、	兵部省	.....	(七九)
七十、	刑部省	.....	(七九)
七十一、	大藏省	.....	(八〇)
七十二、	宮內省	.....	(八〇)
七十三、	大膳職	.....	(八一)
七十四、	木工寮	.....	(八一)

七十五、	大炊寮	.....	(八一)
七十六、	主殿寮	.....	(八一)
七十七、	典藥寮	.....	(八二)
七十八、	內膳司	.....	(八二)

有職故實

赤堀又次郎講述

(一) 有職故實といふ語の意味

有職といひ、故實といふ語、今は常に用ゐるが、しかも其意味廣くして、其解しかたによりて大なる相違を生ず、されば、まづこの詞の意味よりたしかめて、次に本文に入るべし。

有職故實と連続してかきたれども、とより二語にして其意味同じからず、有職といふ語を、物集博士の日本大辭林に解していはく。

いうそく、有職、みちくゝのとにあきらかなるひと、空穂吹上、(父こそ下人なれ、子はいうそくにて、いとこゝろにくかりしものぞ)、源輔(とき)のいうそくと天の下をなびかしたまへるさまことなければ。

これにては、人のうへにのみ用ゐる如くなれど、有職小説、有職問答などいふ書も

有職故實 (一)有職故實といふ語の意味

ありて、事がらの方にも用ゐる詞なり。されば、落合氏のことばの泉にはいうそく  
有職、(一)職の字、もとは識なりしを、讀み方も書き方も共に誤りたるなり。  
詳しく事物に行き渡れる人、ものしり、學者、古語、(二)故實を明かに知る  
こと、古の禮式、習慣を明かに知ること、古語、(三)いうそくかの略、古語、  
源、まことに天下にならぶ人なきいうそくにこそ物せらるめれ。

と意味を三條にわかちて解きたるぞや、くわしき、但し、明かに知ることならずも、  
只故實、又は古の禮式、習慣のとを即ち、有職といふ場合も、あるにやとおもはる前に  
あげたる書名などに用ゐたる例これなり。

故實といふ語は、日本大辭林には。

ことじつ。故實、てほんどすべきむかしのあと。

ことのはのいづみには。

ことじつ。故實、故事の實なるもの、古例の儀式、作法等

「故事の實なるもの」といふと、意味や、明かならず、古例の儀式、作法等とあるにてま  
づは可なるべきか、てほんどすべきむかしのあと」といふ解は廣きに過ぎて亦明か

ならず。

群書一覽の卷二に有職類といふありて、其中に、令義解類聚三代格延喜式、内裏式、裁  
判至要抄、政事要略、禁祕抄、十七條憲法、貞永式目、制度通、後西院御即位記、有職小説、故  
實祕要抄、職原抄、雅亮裝束抄、三條裝束抄等、これを收めたり、これによれば、大は國家を治  
むる法律制度より小は冠服の様式までをもあはせて有職といへるなり。これぞ、  
普通に有職といふ語の意味にして、只ひろく、てほんどすべきむかしのあとをいふ  
にはあらずるなり。田に稻をうゑ畑に麥をうゑ文字を右より左にかくことなど  
古よりの例にはあれど、それを故實とも、有職ともいはず、紫宸殿の南庭に櫻と橘と  
を植ゑ、清涼殿の東庭に漢竹、吳竹をうゑ、懷紙に九十九三と字をくばることあり。  
歌をかくに三の句と五の句にて墨をつぐといふ類は故實なり。賤山がつが、法事  
に坐席をあらそひ、或地方にては冬は日かげの方に道をさけ、夏は日なたの方に道  
をさくる類、其地方、其家の風俗といふべく、故實とはいはず、勳一等の人の正三位の  
下從三位の上に列するは、令制の故實にして、地頭の行列にあひて百姓の下坐する  
は、武家の故實とやいふべからん。

有職故實 (一)有職故實といふ語の意味



## (二) 公家故實 武家故實

故實といひ、有職といふとは、朝廷より起りたるとながら、武人権柄をとりてより武家にも一種の故實を生じて武家、公家とわかつて稱ふるとあり、律令格式の書を究め、束帶衣冠の制を明らめ、節會の作法を習ふなどは公家故實にして、貞永式目、建武式目などを講じ、甲冑弓箭の製を考へなどするは武家故實とす。

公家故實のあるとがらは、九重奥ふかきあたりにもみ傳へられて、かつて世間にあらはれしとなければ、あなかしこ、我等の知るべきものにあらず、其他のとも攝家其他の家には傳はれりとぞ、其家の門に入りて學ぶものを某家の門流といひ、又家禮ともいふ、禮を吳音にライと讀み、學ぶところのとがらをも、學ぶ人もケライといひたりとぞ、近頃は家來と書きて、意味もことなりたり。

武家の故實も、將軍家等に行ひしと、小笠原、伊勢、吉良等の家に傳へしところ、廣大多端にして、我等淺學寡聞のものゝ知るべきとにあらず、こゝには其概略をしるすのみ、冀くは他日、諸氏の研究の楷梯たらんとす。

## (三) 時代の區別

有職故實を講ずるにあたり、其時代の區別を、まづ示しおくべき必用あり、時代によりて甚しき變遷あるか故なり。

(イ) 固有制度の時代 太古より大化改新の時までにして、專我國固有の制度にして、外國の感化の少きときとす。

(ロ) 律令制度の時代 大化改新の後、明治維新まで、支那の律令の制によりて固有制度の修飾をなしたるときなり、其間又變遷ありて、

(一) 太寶令制定已前

(四) 南北朝時代

(二) 太寶令制定已後

(五) 足利時代

(三) 鎌倉時代

(六) 徳川時代多少相違あり。

(ハ) 憲法制度の時代 歐米の制度によりて、更に改革したるときなり。

其内、(一) 憲法制定已前

(二) 憲法制定已後

の二つに分つべきか。

こゝに講義をなすは、(イ)(ロ)の二時代のみにして、(ハ)の時代には及ばず。

有職故實

(一) 公家故實 武家故實 (三) 時代の區別

## (四) 有職故實の根本

有職故實といふことは、前に述べたるが如く、其廣大なる意味を有するを、近頃や  
 やもすれば、其一小部分なる瑣末のとのみを、有職なり、故實なりと心得たる人もあ  
 るかなれど、よく其根本を正し、其系統をたづねて講究せざれば、其瑣末のとも、何故  
 にさるとを故實とするかといふ理由を會得するによしなかるべし。

謹て國史を按ずるに、天祖の、天孫を瑞穂國の主と定めたまひし神勅こそ實に有  
 職故實の根本といふべきなれこの神勅によりて國躰定まり、大義明かに名分嚴に  
 して動くとなし、之によりて氏族の制も起りたり、之によりて律令をも定められた  
 り之によりて憲法をも制められたり、又その律令より東帶衣冠のこと出でたるな  
 り、その律令より將軍、家人の號もいでたるなり、かくのみいひては異様に感する人  
 もあるべし、つき／＼に講ずるところによりてかの瑣末のとも其根本はこゝにい  
 づることを知るべきなり。

## (五) 皇位の尊稱

天祖の神勅によりて建國の基定り、天祖の子孫世々皇位に臨み給ふ皇位のとを、  
 古語に、天日嗣の高御座、又天日嗣之位ともいふ、位に即き給へるを、天皇と尊稱す、  
 令の制には、詔書には、天皇、神祇に告ぐるには、天子、外國に對しては、皇帝、上表には、陛下、  
 服御には、乘輿、乘輿の御書、乘輿の御馬など、行幸には、車駕、と申すよしみゆ、又一人、  
 至尊、御宸儀、主上、上、今上、當今、當代、みかど、禁裏、御所、内裏、おほやけ、公家などの語に  
 よりて申すとあり。古代には、皇御孫命、天神御子、日之皇子、現人神、明御神など申  
 しゝとあり、歌には、おほきみとよむと多し、或は、万乘の主、一天の主など支那の故事  
 によりて申し、もしくは、十善の主、十善の君など佛教の語によりて申しゝものみゆ。  
 君臣の分、定まれるが故に皇家には、姓を稱へ給ふとなし、又詔書、歌の短冊などに  
 御も名を書き給ふとなし、内々の消息等には、然らぬもありとぞ。

## (六) 皇位の繼承の次第

皇位を繼承し給ふは男統の直系によりて嫡々相承ふ給ふを例とせり、然れども  
 或は兄弟相譲り、叔姪相繼ぎ、もしくは諸王にて登り給ひしとなどあり、これらのと、

有職故實

(四)有職故實の根本

(五)皇位の尊稱

(六)皇位の繼承の次第

普通の國史にもみえ、又皇位繼承篇に詳かなりつきてみるべし。

皇位を繼ぎ給ふべき皇子を尊稱して「皇太子」と申し、父皇崩御ののち、位に即き給ふを例とす。繼躰天皇の、安閑天皇に譲り給ひしより、讓位といふと起れり、前帝につきていへば讓位、新帝につきては「受禪」といふ、事は一にして主とする方の異なるに、よりて詞をわかち讓位といひ受禪といふなり、先帝の崩後、或は前帝の禪を受けて皇位に登り給ふを「踐祚」といひ、又「即位」といふ、但しもと踐祚と即位とは同意に用ゐたれど、中古より、二語の意味をことにするに至れり、桓武天皇天應元年四月三日受禪、同十五日即位の式を行はる、足利時代などには踐祚の後二十年を経て、即位の禮の行はれたるとあり、これらは非常の例といふべきか。

(七) 皇位繼承の儀式

皇位繼承の儀式、上古のとは詳ならぬにや、中世、踐祚は紫宸殿にて行はれ、三種の神器をうけ傳へ給ふ、即位は太極殿にて行はれ、百官万民に皇位に登り給ふとを宣布し給ふ、これ踐祚と即位と意味のことなれるなり。

即位の式には、太極殿に、高御坐タカミイマスとて御座を中央に南面に設け、庭上に爐二つをおき、銅鳥の幢、日像、月像の幢、朱雀、青龍、白虎、玄武の旗等をたて、文武百官庭上に列立す。主上出御ありて、高御座につき給ひてのち、褰帳の女王左右よりすゝみて高御座の南のかたの幌をかゝげ、女孺翳メノコサヤカシを伏すれば、震儀はじめて見えさせ給ふ。群臣面伏す。主殿、圖書寮の官人すゝみて火爐に香を焼き、宣命使すゝみて詔を讀みて群臣に聞かしむ。群臣再拜舞蹈す。武官旗をふりて万歳を稱す。侍從、式の畢りたるを奏し、女孺翳をたて、女王帳をたる。そののち還御、群臣退出す、これをその大略とす。太極殿無きときは、太政官の廳タヤクロ或は紫宸殿にて行はる。近世はすべて紫宸殿なり。即位の式には禮服レイフクとて、支那風の冠服を用ゐらるゝとなり。その乗輿の御服を世に袞龍の御衣といふ。

(八) 大嘗會

又大嘗祭オホホシメオホニヘマツリ

これも、即位の始に行はせ給ふ大禮なり。天祖の神勅によりて帝國を統治し、臣民に君臨し給ふによりて、親しく天神地祇を祭り給ふ由なるべし。儀式の場所は

有願放實 (七)皇位繼承の儀式 (八)大嘗會

太極殿の前庭或は紫震殿の前庭等、明治には吹上御苑にて新に建物を設けらる、之を大嘗宮といふ。其中に神殿二棟あり、一を悠紀殿、一を主基殿といふ。其狀、正殿一字、長四丈廣一丈六尺、棟南北に當り、北の三間を室となし、南の二間を堂となし、南に一戸を開き、簾を扉とし、甍に堅魚木を置き、高博風を着く、黒木にて構へ、青草にて葺き、檜竿を天井とし、席を承座とし、草を壁蔀とし、表裏には席をあて、地には束草を敷き、其上に竹簧を加へ、簧の上に席を置き、白端の御帖を敷くよし、延喜の式にみえられたれば、それにて凡の有様を知るべし。其帳は即ち神の座なり。大禮を行はるゝ時節は、七月以前に即位あれば、其年の中もし以後の即位なれば翌年とす。此は神に供ふる穀物の準備の都合によるべし。祭式を行はるゝ日は十一月の最後の卯の日にて、之を下の卯日といふ。神祭の時、夜中、悠紀、主基にて別々に祭らせ給ふ。祭式の委きとは最秘事とする由にて書籍に記したる者なく、臣民の知らざるとなり。さてこの大禮に屬して祭式の前後に行はるゝ儀式多し。其一二をいへば、國郡卜定、大嘗宮を營み、神に供ふるもの等を調ふる爲に、大禮の始に二ヶの國郡を卜ひ定む、一を悠紀國、一を主基國といふ。國の中にて更に其事に與る郡を

も定む、例へば宇多天皇の時には悠紀は近江國愛智郡、主基は丹波國多紀郡なりし類なり。御禊、十月下旬、主上、川の邊に行幸して禊を修め給ふをいふ。増鏡三神山の卷に、神無月になりぬれば御禊とて、世の中ひしめきたつと思ひよりし事かはどてめでたしといへるもこれなり。扱穂使、悠紀主基の兩國に八月上旬遣す人にて、田を卜定して、其田の稻穂を抜き取て、飯酒等に造る料とす。國風を奏すとて、卯日には祭式より前に、悠紀、主基兩國の國司、其國の歌人を率ゐて歌を謠はしむ。又語部とて、出雲、美濃、但馬等の語部氏の者出て古詞を奏するとあり。又標山とて、兩國司、其列立すべき所のしるしの木に山の形を作りて作物をなす。續日本後紀一に、悠紀主基共に標を立つ、其標、悠紀は山上に梧桐を栽ゑ、兩風其上に集る。其樹の中より五色雲起りて、上に悠紀近江といふ四字を懸く。其上に日の像あり。日の上に半月の像あり。其上の前に天老並に麟の像あり。後には連理の吳竹ありなどみえたるにて、今の祭禮の山車と同じ様なるをしるべし。建久九年の白曆記に標山見物の爲に人の集りしと見え、中務中侍日記、二十二日ひを、山ひく云々とあるも之なり。祭禮の翌辰の日には大嘗祭宮を壞つ。此日主上豊樂院に御し、中

臣氏の人、賢木を捧げて席につきて天神壽詞を奏し、忌部氏、神璽鏡劔を奉る。この日又同院にて宴會あり、兩國司各多米都物とて物を献り、風俗の歌舞をも奏す。巳の日に豊樂院にて宴會ありて和舞、田舞等を奏し、清暑堂にて神樂を行はる。午の日の標山などを撤し、事に與りしものを賞して位を賜ふ。又豊明節會とて宴會あり。國栖人歌笛を奏し、伴佐伯氏は久米舞、安倍氏は吉志舞を奏し、大歌所の歌の歌を奏し、五節の舞姫の袖をかへして舞ふもこの夜のことなり。この日に大禮は終り、翌未の日に諸司の位ひくきもの兩國司の妻などにも物を給ふ。誠に御即位は漢朝の儀式をまなぶものなり、大嘗會は神代の風儀をうつすと後成恩守關白兼良公の記きおかれたるはさるとにて、この式ばかり古儀の存すると無し。上古には大嘗或は新嘗と通じて稱へしを、天武天皇以後、一代一度なるを大嘗、毎年のを新嘗と稱ふ。古來かつて廢れたるとなりしに、後土御門天皇以後一時中絶し、東山天皇の貞亨四年に再興、中御門天皇の時には行はれず、櫻町天皇以後更に復興せられて今上天皇の御代に及ぶ。即ち明治四年十一月十七日東京の宮城内吹上にて行はせられ、悠紀は甲斐、主基は安房と卜定せられて各奉仕せり。皇室典範のう

ちにもこのとを行るゝ由に定められて御代の始の重き儀式なり。

### (九) 三種神器

皇位を繼承し給ふ時には、乃ち三種の神器を傳承し給ふを例とす。神器は八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劔の三種にて、其鏡は天祖の專我御魂として吾前を拜むが如くいつきまつれと天孫に詔し給ひしもの、古語拾遺に神武天皇即位の時に天富命諸の齋部を率ゐて天璽の鏡劔を正殿に奉安せし由みえたり。其中鏡と劔とは崇神天皇の朝に摸造して宮中におかる。元の鏡は今伊勢の神宮に、劔は熱田神宮に奉祀せさせ給ふとは皆人の知るところなり。宮中には鏡を安置する所を中古以來温明殿といふ。内侍常に奉仕するによりて内侍所ともいひ、又賢所といふ、今は專賢所の稱を用ゐらる。劔と玉とは御座所の近くにて劔璽の間といふに奉安し給ふとぞ。行幸の時には神器を携へ給ふを例とす。南北朝の際、別に新しきを造りて北朝に傳へられしが、南北朝一統せしときに南朝に傳へたる古きをも北朝に傳へさせ給ひ今日に至れる由に承る。さて神器を、皇位の信とするにつきて、其在否

によりて皇統の正閏を決せんとするあり、古來歴史家の議論あるとなり。神皇正統紀、保建大記等をみるべし。

### (十) 年號

天皇在位の時を申すには、古は某天皇の天下治しめし、御世、又某天皇の朝等の語にて申すとあり。孝徳天皇以來年號として別に名稱を定らるゝととなれり。年號の文字の數は二字を通常とすれども、天平勝寶、天平寶字、神護景雲等奈良朝のみ四字を用ゐられしとあり。年號の文字は嘉號を撰びたる、大化、延暦、文化、文政、明治等あり、祥瑞によりて、白雉、朱雀、寶龜等の語を用ゐられしとあり。年號を改むるを改元といふ。改元を行ふは天皇即位の後若くは祥瑞として普通にことなりてめでたしといふ鳥獸雲氣などのあらはれし時、或は饑饉等の災のありしときとす。又醍醐天皇の延喜より後には、辛酉革命、甲子革命とて辛酉と甲子との干支に當りし歲には改元せらるゝと起れり。明治元年よりは天皇御一代に一號即ち即位の始のみに改元せらるゝとに制め給ふ。改元のときには、式部大輔、文章博士等

をして文字を選ばしめ十分批評して恐しき連想のなき文字を定む。然れども、明和九年を「迷惑」の年と解し、天保を「天人」の口をホスとして饑饉の前兆とせし類あり。又年號を重むて、私に他に用ゐるを免さず、延暦寺、寛永寺等勅許の上にて稱し、延喜式「弘仁格」の類勅撰の書に命ぜし外、多くあるとなし。明治に至りて此制廢れ、明珍織の類一字を分ちとりて用ゐるものさへあり。

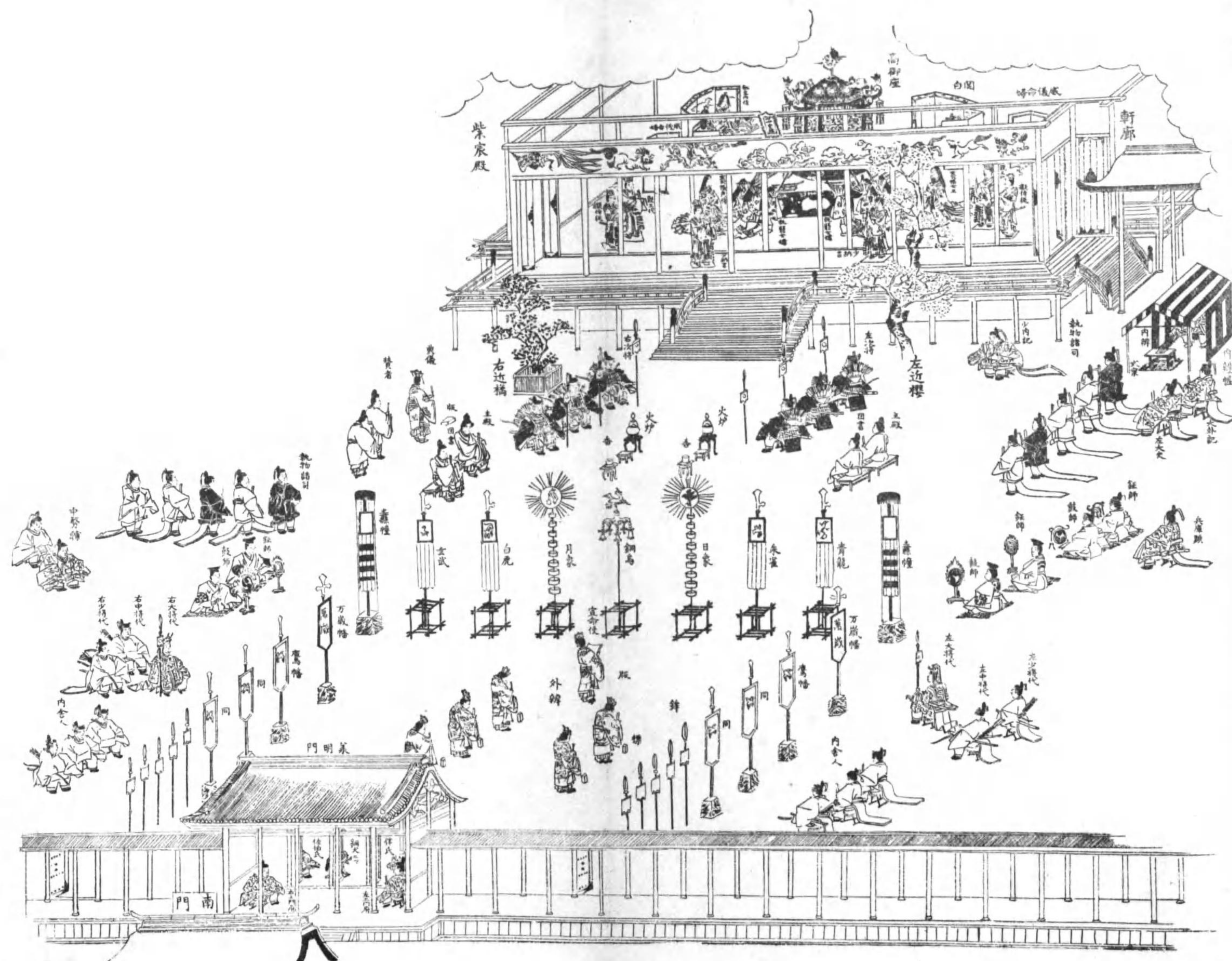
### (十一) 詔勅 宣命 宣旨

上古は綸言を「みこと」といふことなど稱へしかど、之を宣へ給ふに如何なる定ありしかを知らず。中古に及びて「詔」「勅」等の制を立てられ、或は外國に對し、或は國內に對するるときもしくは事の輕重によりて其宣布の式、文牒等を區別せられたり。「詔」とは臨時の大事、例へば外國の使に對して、又は改元、改錢、大赦等の時に儀式を行ひ、百官を集めて宣布し給ふをいひ、之を發する順序も最丁寧にす。其順序はまづ綸命を奉りたる大臣等、内記の官のものに命を下して草按を書かしむ、草按成れば箱に入れて奏上す、叡慮に叶へば文の末に年月を書きたる下に其日の日數を何日

有職故實

(十)年號 (十一)詔勅 宣命 宣旨

と震筆にて記入し給ふ、之を御書日といふ。御書日の入りたるものを、中務卿をめて賜ふ、卿之を受けて中務の大輔に付す、之を宣すといふ。大輔之を奉りて、少輔に付す、少輔御書日あるものを中務省に留めて按とし、別に一通を寫して、太政官に送る、故に卿の署名の下に「宣」の字、大輔の下には「奉」の字、少輔の下には「行」即ち「宣奉行」の字を記して其責任を明にす。宣は綸言を云ひ聞かする義、奉はそれを聞き取る義、行はそれを施行する由なり。さて太政官にては中務省より送り來れるものに參議以上連署して、念の爲に更に大納言をして覆奏せしむ、別のとなければこの奥に「可」の字を震筆にて記入し給ふ、之を御書可といふ。この御書可あるものを太政官に留めて按とし、別に外記をして寫さしめ天下に布告す、これを詔書發布の順序とす。その文牒は漢文にて、文の始には、外國の使に宣するには「明神御宇天皇詔旨」と書き、立后立太子等の大事には「明神御大八洲天皇詔旨」とし、大臣を任ずるときなどには「天皇詔旨」とし、五位以上の位を授くるときなどには「只詔旨」と書くを式とす。次に詔旨の事がらを載せ、末文はいづれも「咸聞」といふ詞にて結ぶ。例へば



の字を記して其責任を明にす。宣は諭言を云ひ聞かする義奉はそれを聞き取る  
 義行はそれを施行する由なり。さて太政官にては中務省より送り來れるものに  
 參議以上連署して、念の爲に更に大納言をして覆奏せしむ、別のとなければこの奥  
 に「可」の字を震筆にて記入し給ふ、之を御書可といふ。この御書可あるものを太政  
 官に留めて按とし、別に外記をして寫さしめ天下に布告す、これを詔書發布の順序  
 とす。その文牒は漢文にて、文の始には、外國の使に宣するには「明神御宇天皇詔旨」  
 と書き、立后立太子等の大事には「明神御大八洲天皇詔旨」とし、大臣を任ずるときな  
 どには「天皇詔旨」とし、五位以上の位を授くるときなどは「只詔旨」と書くを式とす。  
 次に詔旨の事がらを載せ、末文はいづれも「咸聞」といふ詞にて結ぶ。例へば



詔書式

天皇詔旨 云々(詔の趣を書く)咸聞

年 月 (御書日)

中務 卿 位 臣姓名 宣

中務 大輔 位 臣姓名 奉

中務 少輔 位 臣姓名 行

太政大臣位臣姓名

左大臣位臣姓名

右大臣位臣姓名

大納言位臣姓名等宣

詔書如右請奉詔付外施行謹言

年 月 日

可(御書)

有職放實 (十一) 詔勅 宣命 宣旨

勅は尋常の小事にして例へば攝政  
關白に隨身を賜り皇子に姓を賜る時  
などに用ゐられ其發布の式も簡略な  
り。其順序は侍從内侍など論言を奉  
りたるもの其由を中務省に傳へ内記  
文を草し内務省之を奏上すこのとき  
古は御書のとばかりしが延喜以後よ  
り御書日はあることなれり。奏上し  
たるものを中務省に留めて按とし別  
に一通を寫して太政官に送り官にて  
は覆奏せずして施行す。文牒は漢文  
にて始に勅旨と書出すを式とし中務  
卿等の連署あり史大辨等はいつれ  
も太政官の官吏なり。

勅旨式

勅旨云々

年月日	姓名
中務卿位	姓名
大輔位	姓名
大輔位	姓名
奉勅旨如右符到奉行	
年月日	史位 姓名
大辨	姓名
中辨	姓名
少辨	姓名

次に擧ぐ

現御神止 大八島國所知天皇大命止其麻 詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等天下

「宣命」は、詔書の一躰ともみるべきか、大寶令には其とみえず、而して歴史には、文武天皇即位の時を始めとして、即位、立后、立太子、任大臣并に神社、山陵に告ぐるときに用ゐられし例多し。普通の詔書と異なる點は、其文躰の和文なるとして、これ、群臣をあつめて讀み聞かするとき漢文にては解しがたき故かくの如く和文にはしたるものなるべし。其發布の次第は詔書に同じけれど、御書のとなしと北山抄などにみえたり。奈良朝には未平假名などなかりしかば、漢文のみにて宣命はかきたれど、其讀みかたは、日本語にて讀しものなり。其一例として文武天皇即位の宣命(續日本紀)のうちを

公民諸聞食詔、高天原爾事始而遠天皇祖御世中今至爾 天皇御子之阿禮坐乎彌繼々爾大八島國將知次止天郡神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨云々  
詔勅宣命は其手續繁くして事に便ならざりし故にや、**宣旨**とて略式にて綸言を下さるゝことあり、藤原氏の時代より多く用ゐられ、其發表の順序により種々の名あり、**大宣旨**とは大臣宣して辨官奉るもの、**小宣旨**とは辨官より在京の諸司に下すもの、**口宣**とは辨官より史に傳宣するもの、**國宣**、**司**とは辨官より國司に下すものなる由西宮記にみえたり。其他名目多し、わづらはしければ省く。

(十一) 律令格式附儀式

詔勅などの綸言は事のあるとき、レに發せらるゝ者、同じく綸言なれど、今の法典の如く、ある時にまゝとめて發布せられたる者に律令格式の四種あり。もとよりこれは上古にはなきとにて大化改新の後、支那の制に倣ひて制定せられしなり。**令**は、**敕令**也とも、未然のことを敎ふなどみえて、政を行ふに云々すべき由を豫て綸言を下しおき給ふ義にて名づけたるなり。大化改新の後、天智天皇元年に令二

有職故實 (十二) 律令格式附儀式

十二卷を制し給ひ世に之を近江朝廷之令と稱へしが今は世に傳はらず。後に追々之を修正して文武天皇の大寶元年八月に至りて十一卷として天下に施行せられ。養老元年更に之れを十卷に改めらる。卷數の相違はあれど本文は甚しく異同なきにや、大寶令といふ名今に行はる。其十卷の令の解釋につきて議論區々として生ぜしかば、淳和天皇の朝に注釋を撰ばしめ、天長十年二月十五日成る。所謂令義解にて、今日に傳れるものなり。前に述べたる詔勅の令、大嘗會などのといづれも其中にみえたり。近江大津宮御宇天皇大倭根子天皇乃與天地共長與日月共遠不改常典止立賜比敷賜流法乎受被賜坐而行賜事止云々ともみえたるが如く、令の性質は永世變革すまじきものなれば、大躰のみにて細事には及ばぬものなるべし。

「律」は「違犯を責む」とも「懲肅を旨とす」ともありて、令などにて命ぜられたるを犯したる時に罰する方法を書きたるなり。是ももと天智天皇の朝に起りたりとみゆれど何卷ありしか詳ならず。大寶のとき六卷として令と共に發布せられ、養老に至りて十卷に改められ。律は今日に傳はれるは十卷のうちの數篇のみなり。

「格」は「時を量り制を立つ」と弘仁格の序にみえたる如く、律令等にて制定せられたるにても時勢にかなはざるとあれば、この詔勅などにて改めらるゝとあり。故に或は律令を破て出て、或は律令を助て出づともいへり。其時々發布せられたるものを撰定して一部とせられたるとあり。其成りたる年號によりて一を弘仁格、十卷二を貞觀格、十二卷三を延喜格、十二卷といふ。今に傳れるはこの三種の格を私に類聚して一書となしたるにて、類聚三代格と名づく。但し其半は佚して傳はらず。

「式」法令の闕けたるを補ひ法令の遺れるを拾ふともみえたるが如く、律令に載せざりし細事を主として記したるなり。式も格と同じく弘仁式(三十卷)、貞觀式(二十卷)、延喜式(五十卷)の三部あれど、今傳はれるは延喜式のみにて、全部世に流布せり。

「儀式」として律令格式の外に、即位、大嘗會等の禮式の次第を記したるもの、弘仁の内裏式三卷、貞觀儀式二十卷、今に傳れり。

律令格式、儀式の關係の一端を示さん爲に詔書發布のとなつきて各書にみえたるどころの概要を次に示す。

〔令〕大納言、掌參議庶事、敷奏、宣旨、侍從、獻替、大納言、大外記は太政官に屬す。

大外記 掌勘詔、奏及讀申公文云々 少外記 掌司大外記

中務卿 掌云々審署詔、勅文案、受事覆奏

中務大輔 掌同卿云々

中務少輔 掌同卿

大内記 掌造詔、勅云々 少内記 掌同大内記、大内記は中務に屬す。

掌侍 掌同典侍云々唯不得奏請宣傳云々、掌侍は内侍司の女官。

以上、令のうちの一篇、職員令、後宮職員令にみえたるるところにて、各官の掌るところを明にし、未然のとを教へたるなり。又詔書の書式は公式令にみえ、發布の順序は書式をあげたるあとにいはいはく、

右御晝日者、留中務省爲案、別寫一通、印署送太政官、大納言覆奏、畫可訖、留爲案、更寫一通、詔訖施行云々

是にて、詔書の大略を規定せるのみなり、次に律には

〔律〕凡受詔忘誤、及寫詔書、誤者、事若未決、笞卅、已決、笞五十云々

とありて、大外記、詔書を寫し誤れば、笞といふものにて、數三十、其身體を打たるゝなり。又

凡被詔書有所施行而違者、徒二年云々

とあれば、詔書の旨と相違せるとをなせば、二年間の懲役に處せらるゝなり。即ち懲肅を旨とし、違犯をせむるものなり。さて三代格卷十七に

〔格〕太政官謹奏

應行勅旨并内侍移文事

右、大内記、正六位上、山名王等解狀云、謹檢神龜以降案内、内侍司、送中務省牒年月日下、或署内記位姓名、或署女史姓名、然則、牒送中務既乖、令意、内記署名未見、何據〔令の書式とたがへるをいふ〕望請、敕旨以外、准公式令内外諸司、因事管隸式、令女史作移文、即年月日下、署女史位姓名、移文とは是も令にみえたる一種の書式にて、ある役所より他の役所に送るもの、各免僭違、從守職者、臣等商量所請、合宜、伏望依令改行、兼特聽女史署、但案職員令、掌侍不得奏請、宣傳、准此論之、不聽掌侍署名移文、其内侍司印行之已久、只請移文便令印之、以申聞謹奏、奉勅依奏 大同元

年八月二日

二四

このと複雑にして一々こゝに解釋せざれども、依令改行とあるは、即法令を助けたるもの、特聽、只請移文、便令印之とあるは、令を破りて一の制を定めたるなり。次に延喜式内記の條に

〔式〕 凡節會及尋常詔旨者内記預書

とあるは、元日宴を群臣に賜ふときの詔旨などは先例の定まれるとなれば前以て書きおきてよろしと、令にいほざるを補ひしなり。次に

凡宣命文者皆以黃紙書之、但奉伊勢太神宮文以縹紙書、賀茂社以紅紙書宣命の令にはみえざるにこゝには之を補ひ、且その紙の色までも示せり。故に細事と先にいへるなり。

〔儀式〕 内裏式の詔書式といふ條に

内記作詔書畢、納管、令參議以上若内侍進御所、御晝日訖、置殿上机、上而退下、須更參議以上一人升殿、喚内豎、召中務省、稱唯出、喚輔以上一人入、自在掖門、就版、敕曰參來、稱唯升、自南階立簀子敷、敕曰書賜禮、稱唯造取、敕書管退出、既而御晝日者留

爲按、別寫一通、印署送太政大臣、大納言覆奏、畫可、訖留爲案、更寫一通施行

かくの如く置くところ、出入する門、參來とか書賜禮とか詞までをも記し載せたり。以上律令格式儀式の五つにてまづ中古の有職の大略を知るとを得べし。近古、近世に至りても其基づくところは皆同じくして、時に因りて沿革をなしたるのみ。

### (十三) 年中行事

一日萬機か、毎年その始より終までの間に定りて行る、政多し、之を恒例の公事といひ、年にとりて或は行はれ、或は行るゝとなきを臨時の公事といふ。四方拜朝賀、司召の除目などは恒例の公事にして、即位、立后、元服などは臨時の公事なり。但し、恒例の公事にも、世の盛衰治亂などによりて行はれざりしともあるなり。

公事の次第を記したるもの、古は弘仁の内裏式、貞觀の儀式などあり。光孝天皇の仁和三年二月廿五日、太政大臣基經公、昭宣公、恒例の公事等を障子(衝立)に書きつけて奉らる、之を年中行事の障子と稱へて清涼殿の殿上に立てらる。これは律令格式儀式等に見えなどして、恒に行るゝ例となり來れるとどもを月日の順により

て記されたるなり。それより後この類の書多く出来にけり。西宮左大臣高明公の西宮記、公任の大納言の北山抄、大江匡房卿の江家次第、家の字をよまず、一條兼良公の公事根源、無名氏の年中行事秘抄、又、後醍醐天皇御撰の建武年中行事、後水尾天皇御撰の當時年中行事などこれなり。水戸家にて成りたる禮儀類典も公事に關する諸家の記録を纂めたるなり。今こゝに年中に行はるゝ公事の略を示す。

○四方拜 正月元日 元日の寅の時(午前四時頃)に、清涼殿の東庭に於て、屬星(本命星)天地、四方、山陵などを拜し給ふ式なり。このと、宇多天皇の寛平中より始めて遂に定例となれり。臣下もこのとを行ひしよしにみえたり。

すべらき(天皇)の星をとなふる(屬星)の名をいふ(雲)の上に光のどけき春はきにけり二條良基(五十番歌合)

○御藥を供す 元日、二日、三日 元三の間、御齒固(ハシカタ)とて餅を供したるのち、屠蘇(シロソウ)、白散(シロサン)、度障散(タクサシ)を供す。この屠蘇などは幼き人より飲みはじむる例にて、宮中にては藥子(ヤクシ)とて殊に小女を用ひらる。主上のめしたる盃の殘を飲むものを後取(シノトリ)といふ。上戸の人を撰ばる。このと弘仁年中に始る。もと千金方といふ醫書に、一人こ

れを飲めば、一家に病なく、一家之を飲めば、一里に病なしといふ功能あるよしみをたるによりて、それを酒に入れて飲むなり。

春毎にけふなめそむる藥子はわかえつゝ、みん君かためどか 新中納言爲秀

(同上)

○朝賀 元日 又朝拜(アサノイ)みかどおがみなどいふ。大極殿にて行る。其儀式、即位の式と同じくして萬歳をとなふるとなごあり。奉賀(ホウカ)奏端(ソウタン)とて二人の官、前年にありしめでたきを奏上するとのみ、即位とはかはれり。一條天皇の正曆以後はこの儀廢れたり。

たか御座(ミマ)とばかりかゝげてかしはらの宮のむかしもしるき春かな

後村上天皇御製

雲の上に聞えあげよとよばふらし年の始の万代の聲 前大納言今小路良冬  
○小朝拜 元日 清涼殿の東庭にて行はる。朝賀は百官ことごとく式につらなり、小朝拜には關白以下六位以上の殿上する人ばかり拜したてまつるなり。延喜五年に一時とめられしが、延喜九年より再びおこなはるゝととなりて、定例と

なれり。

天皇はわたくしなしととめしを臣等言葉にまたぞしたるがふ 内大臣師良

○元日節會 元日 主上豊樂院といふに御して群臣に宴を給ふ。このとき陰陽寮七曜の御曆をたてまつる。又氷様とて主水つかさ前年納めたるどころくの氷のあつさ薄さを奏す厚くはりたるを目出度しとする故なり。宮内省腹赤の費をたてまつる。これは景行天皇の御代にはじまりたるにて肥後國宇土郡長濱といふところにて漁りたるますに似たる魚の鹽引を上るとなり。腹赤のくひやうとて食ひさしたるを次々に皆取わたして食ひしとぞ。今まんびきとかの國にて稱ふるものはこれなるべし。

今日ぞしる年はきのふにくるす野の氷池の水の深き心を 入道大納言忠嗣  
初春の千代のためしの長濱につれる腹赤も我きみがため 二位中將善成  
立かはる年の始は豊みきにかさねて賜ふひろはたの 絹正三位季經夫木

○朝觀行幸 二日或は吉日 主上年の始に太上天皇并に皇太后の宮に行幸し給ふ儀なり。嵯峨天皇は大同四年八月に其儀あり。仁明天皇の承和元年正月二日

其式あり。朝觀といふは周禮に春日朝秋日觀といふにもどづきたる詞なり。

○二宮大饗 二日 中宮東宮にて群臣に宴を給ふ式なり。玄輝門の東西の廊にして行はれしとなり。

○臨時客 二日 攝政關白の家にて大臣以下を饗應するとなり。かの朱器の臺盤を用ゐらる。

初春の宿のあそびのありえてぞ梅が枝うたふ聲もきこゆる 鷹司忠頼  
紫もあけも緑もうれしきは春の初のきたるなりけり 藤原輔尹

これは公事にてはあらねど中古重せしことの一なれば因にこゝにあぐ。次の歌紫あけ赤緑は袍の色なり

○叙位 五日或は六日 諸臣に位階を給はり。又之を進め給ふとなり。

○七日節會 正月七日 白馬節會ともいふ。豊樂院或は紫宸殿にて行る。馬は陽の獸あを春の色なりとて年の始にこれを見れば年中の邪氣を去るといふ。

其數三七二十一疋左右の馬寮より上り御前を東より西に引きてわたるなり。又兵部省より御弓奏とて御弓はじめに用ゐさせ給ふ弓をもこの日に上る。こ

の日も群臣に宴を給ふ。

松の葉の色にかはらぬ白馬を引くはこれもや子日なるらん 頼阿

○女叙位 八日女子位を賜はるとにて隔年に行はる。このとき東豎子とて内侍司の下に属する女子にも五位を給ふ。姫松となづけて行幸のとき馬に乗りて供奉するものなり。其名乗は紀朝臣季明と必よぶ例とす。

春にあふあづま童の心まで君が恵をさぞあふぐらん 五條爲邦朝臣

○女王祿 八日「女」の字をよまず 女の皇族二世より四世までのものに時服とて人ごとに絹と綿とを給ふ。但し、人数を二百六十二人と限られしよし。承明門の内の西の方にて行はる

○視告朔 正月十一日「視」の字をよまず 百官のつとめむきを記したる文を上るを、敵覽あらせらるゝなり。されば告朔の文をみそなはずといふとなり。

○縣召除目 十一日春除目ともいふ。秋、司召除目あるによりてなり。國司など、地方の官吏を主として任せらるゝ儀なり。衛府の奏、叙位、春秋の除目を四個の大事とて、最其次第のこみいりたることぞ。其と、紫宸殿にて行はる。清少納言

の草紙に除目どころ得ざりしものさまなど記したる條あり。

八隅志る君があさむるあがためしめぐみにあへる名こそきこゆれ

新中納言爲秀

縣見に出たつ人のいつなれば名國とともにとしかふらん 後村上天皇御製

○御粥 十五日 七種の粥とて、白穀、大豆、小豆、粟、黍、大角豆、薯蕷をあはせ炊きたるを供するとなり。今世の小豆がゆはこの遺風なるべし。

○御薪 十五日 百官各薪を朝廷に奉る。之を宮内省におさめらるゝとなり。長七尺、二十株を一擔とせるもの一位の人は十擔、以下位に應して進る。

百敷のもの、司のみかまぎに民のけふりもにぎはひにけり 月輪家尹

○踏歌節會 十四日男踏歌、十六日女踏歌、あらればしりのとよのあかりともいふ。豊樂殿にて行はる。男踏歌はやく絶えて、女踏歌の方長くのこれり。

其庭上にて歌をうたひておどりあそびしとなり。其歌の末に「万年阿良禮」といふとありし故に、あらればしりの名は起れるなり。又「このと」などともうたふ。冠に綿にて華をつくりたるをかざしとす。之を高巾子といふ。



この殿の聲さへすめる雲井かなかざしの綿のしろき月夜に 今川貞世

○射禮イライ 十七日 建禮門にて行はる。御代の始には豊樂院にてあり。群臣の射藝をみそなはず儀なり。十五日に兵部省にてテつがひとて文武の臣等のうちにて能く射る人をえらびて射手とす。正月行はれざれば三月十三日に行はる。

この日参らざりし近衛、兵衛府のものに翌日射しむるを射遣イリといふ。

○賭弓イギ 十八日 弓場殿にて行はる。左右の近衛、左右の兵衛のつかさの舍人どもの射るとなり。勝ちたる方は負けたる方に罰酒をおこなひ、勝ちたる方は舞樂を奏す。事をはりて、近衛の大將射手に饗宴をたまふ、之をかへりあるとイいふ。又殿上の賭弓とて、侍臣の臨時に行ふとあり。

梓弓射手のつかさをひきつれてかへりあるとぞけしきことなる 蒔堅

○内宴ウチ 廿一日 仁壽殿にて行はる。文人に題を玉はりて詩をつくらしめ給ひ、御前にて講ぜらる、講ずとはよみあぐるよし也。もしこの日子の日にあたれば、若菜のあつものを賜ふ。

○卯杖ウサギ 上卯日 正月のうちはじめの卯日に、衛府より卯杖といふを進る。御杖と

もいふ。比々良木、桃梅、椿などを長さ五尺三寸にきりてつがねて進るなり。悪鬼を拂ふよしのまじなひなるべしと。

○若菜ワカナ 上子日 内藏寮并に内膳司より之を奉る。寛平中よりはじまる。七種十二種など、其品には説々あり。之をあつものにして食すれば万病なしとかや。今粥に入るは遺風なり。

○子日遊コヒ これは公事にはあらねど、子日するとして野べにいて、松をひきしとなり。

○外記政治ゲキ 正月のうち吉日或は九日、外記は太政官に官する書記なり。太政官の外記の廳マシロの結政所にて事務を行ひはじむる儀なり。又檢非違使の廳にてもこの日政をはじむ。

○列見レツケン 二月十一日 太政官にて行はる。六位以下の藝能あるものをえらびて式部省、兵部省より率ゐてまるれるを、上卿其人々を召し出でて、器量容儀等のみらるゝと之。八月定考カウキョウの條をみあはすべし。

○位祿定イロクテイ 吉日 陣座にて行はる。百官に位祿を賜ふとなり。位祿とは一位三

位などの位につきて賜はる品物なり。當時は位につきても賜物ありしなり。

○曲水宴 三月三日 皇族公卿など参内して、清凉殿の東庭にて詩を作りて講せらる。其御殿の砌の御溝水の水かみより盃に酒を入れて流し下すを取りて飲むとなり。故に曲水宴とはなづく。顯宗天皇の御代より行るゝなるべし。

權中納言家賢

○更衣 四月一日 今日より冬の衣服をあらためて夏のとりにかふるとなり。

御帳のかたびらなどをも改め、疊を新しきにまきかふ。掃部寮殿内のことを行ふ。衣服の方は内藏寮よりたてまつる。

○孟夏句 夏冬、時候の更るときに群臣に宴を賜ひ政をきこしめすをいふ。孟冬の句とあはせて、二孟の句ともいふ。因にいふ朔旦の句は十一月一日冬至にあたるときに行はるなり。万機の句は即位の後はじめて政をまろしめすとなり。新所の句は新造内裏の南殿にて行はるゝとなり。

○擬階奏 四月 日 二月の列見に召されたる人々のうち、位を給はるべきとに

定りたるものゝ名前を記したる書類、即ち成選の短冊を式部省(文官)、兵部省(武官)より差出したるを大臣より奏聞せらるゝ儀式にて、もし列見延引すれば、このとも延べらるゝなり、されば擬階の階は位階の義にて位のと擬は準擬などいふが如く、なぞらふる意なるべきにや、某の人は何の位に叙せらるべきかといふとを二省の意見によりて、なぞらへて奏するなり。

○駒牽 四月廿八日 八月の駒牽と名は同じくして、事實は異れり。この四月の駒牽は、來月行はるべき騎射の馬と、射手とをあらかじめ天覽あらせらるゝ儀式なり、武徳殿にて行はる。其式場に行幸あらせられ、厩馬のとを掌れる御監より馬のとを奏し、馬寮の長官庭上にて、殿前を馬を牽きてわたる。次に近衛府、兵衛府の武官の射手となれるものわたる。次に騎射のとを記したる書類を近衛の大將より奏聞す。次に舞樂あり。

かねてより五月のまゆみ引くこまに射手の心もさこそるらめ 美子  
○菖蒲を獻ず 五月三日 四日 三日の朝には、近衛府、兵衛府、衛門府より、あやめのこし、とて五日の日の藥玉を作る爲め菖蒲と艾とを輿に盛り、又種々の花を瓶に

挿して紫宸殿の南面の階の東と西との方にたておきて上る。四日の朝には清涼殿の西面あさがれひの間の庭上にたておきて上る。五日に菖蒲を用ゐるとは天平の頃より盛りになりたり。

をり添ふる菖蒲のこしの花のいろにまづのるものはこゝろなりけり

間宮永好

○五日節會 五月五日 武徳殿に出御あらせられて群臣に宴を賜ふ儀なり其式に列するものあやめのかづらとて菖蒲を冠にかくるなり。又典藥寮よりはあやめを案におきてたてまつり群臣には藥玉を賜ふ。藥玉は菖蒲艾百草の花をあつめて丸き形となし五色の絲に貫きたるものにてこれをひぢにかけ或は御帳の東の方にもかくるなり。この御帳にかけたるものは九月九日まではそのまゝにあかるゝとぞ。藥玉のとを一に續命縷ともいふ。宴竟りて近衛の騎射行はる之れをうまゆみといふ。

○馬場の騎射 五月三日、四日、五日、六日 左近の馬場は一條西洞院にあり右近の

馬場は一條大宮にあり。其馬場にて三日には左近の荒手番、四日には右近の荒手番、五日には左近の眞手番、六日には右近の眞手番あり。伊勢物語に見えたる右近馬場のひをりの日とはこの六日のとをいへるなり。

ながき根の花のたもとにかほるなり今日やまゆみのひをりなるらん

源 俊頼

梓弓引く手に駒をはやむなりちかきまもりの三つのものゝふ 内大臣 袖中抄に曰はく荒手番の日、いで近衛舍人、水干袴にくゝりくゝりを舉げて褐の尻後の裾を女の中結ひたるやうに引出て其上に行膝を結也、眞手番の日は紅の下の袴織物の指貫にくゝりをあげず、そばをはさみて褐の尻を行膝より前さまに引たうさきて前にはさめり、褐の後の裾を跨間にはさみて前に引きいだして挿むと云ふ意なり、されは、この眞手番の日をりの日とはいふなり、云々、近代は唯眞手番の日も水干はつまにて引折て荒手番のと同様なれば、いづれの日、ひをりといふべくもあらぬによりて今の世の人、このひをりの日をしらぬなり、右近の馬場のひをりの日といふは五月五日なり、左近の馬場のひをりの日と云

ふは五月六日也

○賑給 五月吉日 給の字、吳音コフ、それを濁りてシ、ハ、フとよむを名目とする

なり。これは、貧民に米鹽を給ふ式にて、檢非違使其とを奉りて、東の方にては愛宕寺、北は右近の馬場、西は右兵衛の馬場などにて行はれしとぞ。其米は左京百八十石、右京は百二十石、鹽は、左京十八石、右京八石を定めとせられし也。

時しあれば民のくさばもらさじと惠のつゆをきみやかくらん 嗣長  
わび人のつゆの命やいかならんつゆの惠のかゝらざりせば 美子

○施米 六月吉日 前に述べたる賑給に似たるにて、山寺などにゐる僧尼に米鹽を給ふとなり。同じく愛宕寺、右近馬場、右兵衛馬場にて行はる。

六月のけふより兼ねて知られけり君がめぐみの秋のたのみは 守長  
世をすて、閉せる桑の門までも惠のつゆは猶かゝりけり 春元

○乞巧奠 七月七日 所謂七夕祭なり。宮中にては其夜清凉殿の東庭に机四脚を並べおきて灯臺九本をとほし、机の上にさまゝの物を供へ、筆のことを秋の

しらべ、即盤渉調にことぢを立て、おき、夜もすがら香をたき、鹽に水を入れて大ろらの星をうつす。又梶の葉に歌を書きて手むけとす。

天の川とわたる舟のかぢの葉に幾秋書きつ露の玉づさ 俊成卿  
星合のそらだき物や匂ふらん七夕つめのよはの枕に 俊成卿女

○相撲 七月廿六日、廿八日、廿九日 これよりさき二三月の頃に、左右の近衛府に勅命ありて、あらかじめ、各使を諸國に遣して、相撲にあづかるべき力あるものを召さしむ、其使を部領使といふ。

内取とて大の月には廿六日、小の月には廿五日に仁壽殿に出御あり、その東庭にて十五番の勝負を行はる、試みらるゝ義にや。次に召合とて、廿八日、小の月には廿七日に、紫宸殿に出御なりて、近衛の大將より事の次第を奏聞し、南庭にて十七番の勝負あり、畢りて勝の方音楽を奏す。次に召合の翌日、拔手とて殊に優れたるものをして、更に勝負を決せしむ。この相撲の節會のと、奈良朝より藤原時代まで盛りに行はれ、其逸話、今昔物語、古今著聞集などに多くみえたり。古く其様

を繪にしたるも傳はれり。閑田耕筆にそれを摸して挿めり、つきてみるべし。  
童相撲などのともみゆ。

四〇

かたわけてことりの使いそぎしは今日のぬきでの爲となりけり 女房  
とるものに顔はかくれて見えわかず出づるかたてや誰にかあるらん

爲 經

○定考カウヂヤウ (八月十一日) 文字には定考と書きて、詞にはカウヂヤウとよむを名目とす。上皇の音を避けたるなりとぞ。六位以下、位を進めらるべき人々、二月の列見にて器量容儀を見、四月の擬階の奏に内定せられ、こゝに至りて確定して位階を給はるなり、其式は太政官の東の廳アノコにて行はる。次に朝所アサノコロにて三獻の歡盃ウケあり、次に宴穩エンゼンの坐につきて、更に三獻あり、大臣は白菊、納言は黄菊、參議は龍膽、其他もみな時の花をかざしとす。

かしこきや、良きを撰ひて位山さかゆく道を君そさたむる 副 長

○駒牽 八月十六日より廿八日に及ぶ 十六日には信濃の勅旨牧の馬六十疋、十七日には甲斐の穂坂ホサカの牧の馬廿疋、廿日には武藏の小野の牧の馬四十疋、秩父の

牧の馬廿疋、立野の牧の馬十五疋、廿三日には信濃の望月の牧の馬廿疋、廿八日には上野の馬五十疋を上る式あり。十六日には紫宸殿に出御なりて、上りたる馬を御覽ありて、公卿以下に之を給ふ。取のこしの馬をも引分ヒキワケの使とて、近衛の次將をして上皇、東宮、攝柄等へまゐらせらる。

相坂の關のしみづにかげみえて今やひくらん望月のこま 貫 之

○不堪佃田フカンテン奏 九月七日 諸國の田地の損亡して佃くるにたへざる所の數を記したる書類を奏するよしにて、其爲に租をゆるさるゝ故あるによりてなり。

この秋は千まとの小稻コシチ數そひてつくるに堪へぬつぼつけもなし 女 房

○重陽宴 九月九日 九月九日菊花の宴あり、一に重陽の宴といふ九の字重るに  
よりになり。紫宸殿に出御、文學あるものには、探韻とて韻字をさぐり取らしめ、  
其韻にて詩をつくらしめ、詩成れば文臺におきて、之を御前にて講ぜらる。群臣  
に菊酒を賜はり、御前に菊の花瓶をおくる。昔公の秋思の題にて詩を賦して御  
衣を賜はりしは、その翌十日のとなり。十月の五日には更に殘菊サンキクの宴あり。

諸人のけふ九重に匂ふてふ菊にみかける露のことのは 爲 家

もろこしのどのはしけくひしくありけふを待ちける九重の菊 忠 定

九重の千年のかめにさす菊の匂もふかしかけることのは 家 隆

○射場始 十月五日 是よりさき十月三日に左右の衛門府弓場殿に棚をきつき、

この日主上臨御なりて、公卿以下の射を御覽せらる。主上の射席をも特に設けらる。凡射場始なくば賭弓なく、賭弓なくば相撲の節もなきならひなりとぞ。

神なづきたづかの弓を引つる、今日やまといの始なるらん 親 隆

御かきもり築きしあづちにいつしかと今日こそ的をかけ始めけれ 爲 隆

○五節帳臺の試、御前の試 十一月五日、寅日、卯日 五節とは、其舞姫の五度袖をあ

ぐるよしにて、かの天武天皇、吉野にまし、しとき、天女降りきて、羽衣を五度かへして、をとめどもともめさびすもから玉を袂にまきてをとめさびすもとうた

ひしに始るとかや。

中丑日には五節帳臺試、宮中の常寧殿を五節所と定められ、舞姫其他のもの、

控所とす。この日夜に入りて、常寧殿の帳臺に出御ありて、舞を御覽じ、亂舞ありて、びんたゝらなどをうたふ。びんたゝらのうた次にあぐ。

寅日には殿上の淵醉とて清涼殿の殿上にて宴會あり、朗詠今様などうたひ、三獻の後亂舞あり。殿上より下り沓をはきて、北の陣をめぐりて、五節所(常寧殿)にむかふ。御前の試とて清涼殿の東の廂にて亂舞あり。忠盛の暗討はこの亂舞のときにや。卯日には童女御覽とて舞姫の侍女を清涼殿にめして御覽あり、辰の日節會行はる。

びんたゝらを、あゆかせばこそ、ゆかせばこそ

あきやうついたれ、やれことんとん

おもひのつに、ふねのよれかし、星のまぎれに

あしてまゐらう、やれことん

りやうせんみやまの五葉松、ちくはなりとぞ人はいふ、我も居る、

ちくはなりとも折りもて、來ねやのかざしにわれさゝん、

鶴のむれある松山に、千世に千歳をかさねつゝ、

齡はきみが爲なれや、天の下こそそのどかなれ

これは、古くより五節にうたひし歌なり。

○豊明節會トヨアカシノキタエ 十一月中辰日 この前日中の卯日には新嘗祭ありて、今年の稻を神に奉らせ給ひ、今日は主上もきこしめし、臣下にも給ふ、その爲にこの節會あり。其式南殿に出御なりて、諸臣に白酒、黒酒の盃をたまふ。舞姫のぼりて、五度袖をかへしてまひてかへる。上達部カミタツベ五節所をとふらひて催馬樂などうたふ。次に節會ありて宴を給ふ。そのほど紫宸殿の北、露臺にて亂舞ありて、びんたゝらなうたふ。或は御座にて管絃の御遊あかりしこともあり。

ひかけひかけかつらかつらさす雲の上人こざりせば豊の明をいかで知らまし 定 頼

天津風氷をわたる冬の夜のをとめの袖をみかく月かけ 式子内親王

百人一首の僧正遍昭の天つ風の歌も、五節の舞姫のとをよみたるなり。

臨時の公事 以上述べたところは、恒例の公事にして、大政に關し、且は後世まで其式の残りたるもの、且は文學の上にあらはるゝものを主としたれど、只大要を述べたるのみ、この他に祈年祭、葵祭等、神事に關すること、最勝會、佛名等佛事祭かゝるとはいづれも下に別にあぐべし。

さて臨時の公事のうち、第一に述べべきは踐祚即位に關するとなれど、それは既に前に記したれば、こゝにはいはず。其他諸社の奉幣、臨時の讀經、八講、もしくは行幸、遷宮等のとあれど、省略するとす。事に觸れて下に記すともあるべし。

廢朝廢務 廢朝は天子一人は朝政に臨み給はず、諸司の政は恒のごとし、廢務は諸司政をとらず、天子二等以上の親、外祖父母、右大臣以上、從一位の喪には廢朝三日、國忌日、三等以上の親、三位以上の喪には廢朝一日、廢朝三日のときは宮中にての音樂警蹕を止められ、清涼殿の御簾を垂れ、四日目に至りて恒の如く上げらる。廢務は國忌等の節に行はるゝとあり。普通一日、稀に三日に及びしとあり。廢朝は稀に五日に及びしとあり。

(十四) 位階階位 勳位勳位 冠位冠位 官位官位

位といひ、タ、カといふと、共に居り場所のとにて、もとは正式のとき其人の居るべきところの順序を定むることなり。このと我國にては、推古天皇の十一年に大徳冠等の十二の階級を定められ、其位に相當せる色を定め、其色の繩ツシメにて冠を製し、位を賜はりしとせしとして、其冠を賜はりしを始とす。故に當時冠位と稱へき。

孝徳天皇の大化三年に大織冠等の七色十三階を制められ、同五年には十九階に改め、天智天皇の三年に更に大織冠以下二十六階とせらる。大織冠、鎌足公といふは、其時の最上の位を賜はしなり。天武天皇の十四年には六十階とし、其中に皇族と臣下との分を立てられたり。文武天皇の大寶元年、人その制によりて四十八階とし、且冠にかへて位記を賜はるととなり、其制明治維新前まで繼續せり。

(十五) 四十八階 兼唐

親王		諸王	
一品	正一位 (一品、文散階、武散階)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
二品	從一位 (二品、開府儀名三司、驛騎大將軍)	正四位上 (四品)	正四位上 (四品)
三品	正二位 (二品、特進、輔國大將軍)	正四位下 (四品)	正四位下 (四品)
四品	從二位 (二品、光祿大夫、鎮守大將軍)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	正三位 (三品、金紫光祿大夫、冠軍大將軍)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	從三位下 (三品、銀青光祿大夫、雲摩大將軍)	正四位上 (四品)	正四位上 (四品)
	正三位上 (三品、正議大夫、中武大將軍)	正四位下 (四品)	正四位下 (四品)
	從五位上 (五品、朝請大夫、遊騎將軍)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	從五位下 (五品、朝散大夫、遊擊將軍)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	正六位上 (六品、朝議郎、遊武校尉)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	從六位下 (六品、承議郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	從六位上 (六品、奉議郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	從六位下 (六品、通直郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	正七位上 (七品、朝請郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	正七位下 (七品、宣議郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	從七位上 (七品、朝散郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	從七位下 (七品、宣議郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	從七位上 (七品、給事郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	從七位下 (七品、給事郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	正八位上 (八品、徵事郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	正八位下 (八品、徵事郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	從八位上 (八品、承事郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	從八位下 (八品、承事郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	從八位上 (八品、承務郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	從八位下 (八品、承務郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	大初位上 (九品、露林郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	大初位下 (九品、露林郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	少初位上 (九品、登仕郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	少初位下 (九品、登仕郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	少初位上 (九品、文林郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	少初位下 (九品、文林郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)
	少初位上 (九品、將仕郎)	從四位上 (四品)	從四位上 (四品)
	少初位下 (九品、將仕郎)	從四位下 (四品)	從四位下 (四品)

文武天皇の朝に制められたる四十八階は上の如し、現今の制も大略は

諸臣

從四位下 (四品)	中大夫	明威將軍
正五位上 (五品)	中散大夫	定遠將軍
正五位下 (五品)	朝議大夫	寧遠將軍
從五位上 (五品)	朝請大夫	遊騎將軍
從五位下 (五品)	朝散大夫	遊擊將軍
正六位上 (六品)	朝議郎	遊武校尉
從六位下 (六品)	承議郎	
從六位上 (六品)	奉議郎	
正七位上 (七品)	朝請郎	
正七位下 (七品)	宣議郎	
從七位上 (七品)	朝散郎	
從七位下 (七品)	宣議郎	
從七位上 (七品)	給事郎	
從七位下 (七品)	給事郎	
正八位上 (八品)	徵事郎	
正八位下 (八品)	徵事郎	
從八位上 (八品)	承事郎	
從八位下 (八品)	承事郎	
從八位上 (八品)	承務郎	
從八位下 (八品)	承務郎	
大初位上 (九品)	露林郎	
大初位下 (九品)	露林郎	
少初位上 (九品)	登仕郎	
少初位下 (九品)	登仕郎	
少初位上 (九品)	文林郎	
少初位下 (九品)	文林郎	
少初位上 (九品)	將仕郎	
少初位下 (九品)	將仕郎	

これにもとづきたるものと見ゆ。  
 ( ) のうちにしるしたるは唐名なり、其由次の條に述ぶ。  
 奏授 位によりて服色の制あると位に伴ふ賜はりものとは下にしふ。

判授



## (十六) 敕授、奏授、判授

四十八階のうち一品より四品までは親王の爲に設けらる。親王にして品位なきを無品親王といふ。源氏物語に、むげん親王のよせなきにてはたよはさじなどいへるこれなり。正一位より従五位下までは諸王即ち親王以外の皇族の位、又正一位より少初位下までを普通の臣下の位とす。其中五位以上は敕命によりて授け、位記に天皇の御璽を捺さる。六位七位は只奏聞のみ、之を奏授といふ。八位初位は太政官限りにて授け、奏聞せず、之を判授といふ。奏授判授の位記には太政官の印を捺す。四十八階のうち正一位は生存者に授けしとなく、贈位に用ゐられ、八位初位も一條帝の頃より後には多くなし。普通位に叙せらるゝもの初よりして五位に至るを例とす。故に特に叙爵といへば五位を意味し、或はかうぶりを給はるともいへり。

## (十七) 大夫

我國の位階の名を支那風にかへて用ゐると王朝時代より往々行はれ、朝散大夫などの如きは近世も多く用ゐられて武鑑などにも記したり。四品の侍従などいへる四品も親王の位にはあらず唐名を用ゐたるなり。前條(一)のうちに記したるもの

即ち唐名なり。古く五位以上を總稱して大夫といひしともあれど、中古より大夫は五位の異名となれり。無官の大夫、敦盛は官職なくして五位の位階のみあるよし、十六夜日記に爲兼のとを大夫とかけるも然なり。さてこの位の意味の大夫は、タユウと清音に呼び、官名の大膳大夫、修理大夫などは、ダイブと濁音に讀むを名目とす。又位のとをかながきのものには、おほきみつのくら(正三位)ひろきいついのくら(従五位下)など記して、正をオホキ、従をヒロキと訓す。或は略稱に従上の五位、正下の六位などいひしこともみゆ。階の字の意をとりて、ハシ或はシナ(級加品)などいへる例もあり。平家物語卷四、還御の條に神主佐伯の景弘加階、従上の五位、藤原有綱、しなあげられて従下の四品、並に院の殿上をゆるさる云々

## (十八) 上古の職官

前の數條に、皇室のと、年中行事のとを述べたれば、次に職官のとを述べんとす。其中まづ上古即ち大化改新以前のをとを記すべし。上古の制のそれより後のと殊に異なる點は、一には外國の影響を受けたるとの甚少きとす。従て、數百千年の間、前後變革せると無きにあらねど、大體の上にてい

へば、太古の慣例を傳へて、其上に何程かの發達を見はずに至りしまでなり。なほ其さまをいはゞ、人民各其祖先の業を傳へて皇室に奉仕し、其業を家の名に負ひてありしなり。後世の如く、ことさらに官を建て、位を制し、必しも賢に任じ、能を擧ぐるとを主とするにはあらずき。且神に仕ふるも、人を治むるも、其道を同じくしてマツリゴトの一語を以てあらはし、職務とするところも、血族をも共に氏姓を以てあらはし、所謂祭政一致にして、族制々度によりたるものと見えたり。但し、三韓征服の後歸化の人民年々に多くして、族制々度は漸々に變じ、佛教傳來してより祭政の一致をやぶり、推古の朝に十七ヶ條の憲法を布きて教化を施し、十二階の冠位を制して新に尊卑の別を立てざるを得ざるに至りしにや。

(十九) 五伴緒神

はじめ天孫の降臨し給ひしとき、天兒屋根命、天太玉命、天鈿女命、石凝姁命、玉祖命共に扈從す、之を五伴緒神といふ。兒屋根命は中臣氏の祖、太玉命は忌部氏の祖、鈿女命は猿女君の祖、石凝姁命は鏡作氏の祖、玉祖命は玉作氏の祖なり。又、天忍日命、天津久米命、弓矢を執り、八十伴雄を率ゐて警衛す。これ大伴、久米二氏の祖なり。各其

所屬の民の長として皇室に奉仕し、子孫に至りてもかはるとなく、神武天皇東遷のときにも、從ひ奉り、かの先鋒となりし道臣命は忍日命の後、即位のとき神璽を奉安せし天富命は太玉命の後、壽詞を奏せし種子命は兒屋根命の後なり。これらの諸氏、大政を補翼し奉り、其他には國造、稻置等を諸國に配置して、各其地方を治めしむ。さて古語に「臣連、伴造、國造」といへるは、後世の群臣、百官などいふに同じくして、臣連は中臣氏の如く中央政府に屬するもの、伴造は鏡作、玉作等の如く、ある職を以て仕へ奉るもの、國造は地方官を總稱したるものとみゆ。この「オミ、ムラサキ、ミヤコ」などの類の語を「カベテ」と稱し、氏の下に付しある場合には名の下にも付す、即ち蘇我臣、中臣連、紀國造、守屋連などの類なり。

(二十) 臣連

臣のかばねの氏多き中に、其長となれるを大臣連のかばねの長を大連といひ、雄略天皇の朝に、平群眞鳥を大臣、大伴、室屋、物部、目を大連とせられしより、大臣大連相並びて朝政を執れり。大臣は「武内宿禰」の後たる許勢、平群、蘇我の諸氏より、大連は大伴、物部二氏のうちよりなるを例とす。蘇我、物部の戦は必竟大臣大連の權勢あら

そひにて、物部氏亡びて後は果して蘇我氏の専權とはなりしなり。

(二十一) 伴造

中臣連、忌部首は中臣部、忌部の長となりて祭祀を掌り、後の神祇伯の如し。物部連、大伴連、佐伯連は物部、大伴部、佐伯部、來目部、鞆負部、大刀佩部を率ゐて、海行かは水づくかばね、山ゆかば草むすかばねと、御門の守を朝夕仕へ奉りて後の衛府に同じ。今に武士のとをモノ、ノ、フといふも物部より出ていでたるなり。山部、田部、海部、服部、鏡作、車持、玉作、水取、膳、酒部、弓削部、矢作部、楯縫部、土師等記録にみゆるところ多けれど、今一々あぐる能はず。

(二十二) 史部

史部は文事を掌りしもの、かの應神天皇の朝歸化せし阿直岐の子孫は阿直岐、史、王仁の子孫は河内に住して西文首といひ、阿知使主の後は大和に住して東文直といひ、世を奕ね、業を繼きて史官となり博士となれり、妹子の隋に使せしときの留學に倭漢直福因、奈羅譯語、惠明、高向漢人玄理などある。福因は東文直の族か、譯語もかばねに通譯を掌るもの、漢人もかばねにて、支那の歸化人たるをあらはし

たるものとす。史部のとは文學に關係多き故にこゝに擧げたり。

(二十三) 國造

神武天皇の二年群臣の功を賞して珍産を大和、國造とし弟磯城を磯城縣主など定められしもの、歷朝國造、縣主、稻置、村主等を漸次増置して、各地方を管せしむ。國造は國造本記によるに雄略の朝に至るまでに定められしと百四十四に及ぶ。國造は縣主を管し、縣主は稻置を支配せしなるべけれど、其詳なるとは、今にては知りがたし。出雲、尾張、紀伊、隱岐等は國造の子孫今に存せり。其他にもなほあるべきか。

(二十四) 中古の職官

孝德天皇の大化元年に新制を布きて、舊慣を改めらる。其職官に關するとの要點は左の二ヶ條にあるものゝ如し。

- 一 世襲の習慣を改めて、賢能の士を任用す
- 一 支那の制度に斟酌して官位を設く

これらのとの兆は、既に推古天皇の朝に見はれたれども、發表せられしは、このときにして、其確定せしは、なほ五十餘年の後大寶令發布のときにあり。而して其後は、

有職故實 (廿一)伴造(廿二)史部(廿三)國造(廿四)中古の職官

「日月とともに長く、天地と共に遠く改むまじき常の典」として、殆一千二百年の間遵行せられ、明治維新の後、大に改革せられたれども、なほ大化改新のおもかげを存するもの少からず。されば、令の制をよく解釋すれば、其他はそれに基づきて會得するを得ん。

さて次々に述ぶるところは、令の制を中心として、それより以前其以外に制定せられしもの、令の制の次第にやぶれしとより、鎌倉以後將軍家等のもとにも及ぶべし。

(二十五) 八省百官

孝徳天皇の天化元年に左大臣、右大臣、内臣、博士等をおかれ、五年二月に至りて八省百官をおかれし由、國史に見ゆれど、其八省の名稱を擧げず、國史に散見するところによれば、右の他に、太政大臣、大納言、中納言、御史大夫(大納言に似たり)、法官、大輔、式部大輔、學職頭、大學頭、理官、治部省、民官、民部省、兵政官、兵部省、刑官、刑部省、宮内大夫、宮内卿などあり、これによるに、八省百官とは後の稱によして記し、にて其當時は後に省といひしものを官とよびしとみゆれど、詳なる事は今にては知りがたし。令に至りて神祇、太政の二官、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省に定めら

る。天平寶字二年に乾政官、信部省、文部省、禮部省、仁部省、武部省、義部省、節部省、智部省と改名せられしとありしかど、程なく舊稱にかへされたり。さてこの省の字を、シヤウと吳音によび來れるに、稀に大藏、セイ、宮内、セイといふとを聞くはいとをかし。

(二十六) 大寶令の官制

大寶令の中に規定せられたる官制の重なるもの、大略次の如し。

神祇官

太政官

中務省 — 中宮職、左右大舍人寮、圖書寮、内藏寮、縫殿寮、陰陽寮、書工司、内藥司、内禮司、式部省 — 大學寮、散位寮

治部省 — 雅樂寮、立蕃寮、諸陵司、喪儀司、民部省 — 主計寮、主稅寮

兵部省 — 兵馬司、造兵司、鼓吹司、主船司、主鷹司、刑部省 — 贓贖司、囚獄司

大藏省 — 典鑄司、掃部司、漆部司、縫部司、織部司、省

京官  
宮内省 — 大膳職、木工寮、大炊寮、主殿寮、典藥寮、正親司、造酒司、鍛冶司、官奴司、園池司、土工司、采女司、主水司、主油司、内掃部司、宮陶司、内染司

有職故實

(廿五)八省百官(廿六)大寶令官制

- 彈正臺
- 衛門府
- 左右衛士府
- 左右兵衛府
- 左右馬寮
- 左右兵庫寮、内兵庫司
- 春宮坊—(舍人監、主膳監、主藏監、主殿監、主書署、主警署、主工署、主兵署、主馬署)
- 左右京職—東西市司
- 攝津職
- 外官
  - 太宰府—國司—郡司
  - 國司—郡司、軍團

この他に後宮家令等のとあれど、そは、下に別にあぐべし。

(二十七) 令内、令外

大寶令のうちに職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令の四篇ありして、職官の名稱、職務、定員、管轄等のとを規定せらる、之を令内の官といふ。其後に至りて設けられたる、檢非違使、勘解由使、近衛府、齋宮寮、修理職、鑄錢司、施藥院

使、藏人所、陸奥、出羽按察使、鎮守府、秋田城、征夷大將軍、參議、中納言等を令外の官と稱す。其中、中納言の如きは、令前にも見えたれど、令の中には載せざるが故に、なほ令外の一とす。

(二十八) 官、省、臺、職、坊、寮、司、監、署、府、使

國字改良論者の主意には反すべれと、役所の名に、かく種々の字を用ゐて、それにて階級と性質とをあらはしたるものとみゆ。官を最高とし、省之につき、官省以外にて一種の權力あるを臺とし、職、寮、司は省より下れるもの、坊、監、署は東宮に屬し、府は武官の役所、使は臨時の性質のものなどの類なり。かくの如く、字の形を種々に書きわかつ爲には、當時の法典纂訓委員は大に苦心せしものとみゆ。而して訓は同じ場合多し。

(二十九) 長官、次官、判官、主典、雜任、雜色

令の制、何れの役所も、長官、次官、判官、主典の四階級を建つるを通則とす。之を音にて「チャクワン云々」ともよび、又「カミスケ、シウ、サクワン」とよみ、總稱して四部官といふ。この四部官も役所によりて文字を書きわかつもの多し。カミは、上の意、スケは上の助

有職故實 (廿七) 令内令外(廿八) 官省臺職坊寮司監署府使(廿九) 長官次官判官 主典雜任雜色 五七

神祇官	太政官	八職	司察	臺司	署	近衛府	兵衛衛門	鎮守府	太宰府	國司	郡司	家司	檢非違使	勘解由使
伯政大官	左大官	右大官	大卿	大頭	正頭	尹	大首	督	將軍	帥	大守	令	別	長官
副	大中納言	輔亮	助	弼	中將少將	佐	副將	貳	少介	扶	佐	次官	判官	主典
判官	少辨納言	丞	進	允	忠	佑	將	尉	監	主	從	尉	判官	主典
史	外史	錄	屬	屬	令	疏	令	將	志	典	目	主	志	典
	記				史	曹	曹	曹	帳	吏	典			

但し二三の取りのけあり別にしるす

となる意、ショウはもと  
 丞の字の音よりいて  
 一般に掾、允、尉等も  
 ショウといふとになり、  
 サクワンとも主典  
 に佐官の字を用ゐし  
 より一般に訓すると  
 になりしなり。  
 長官は政務を惣轄し、  
 次官之を助け判官は  
 尋常の事務を知り、文  
 案に審署し、謄失を勘  
 定、宿直を知る。主典  
 は勘造し、稽失を檢出

し、公文を讀むとを掌る。四部官より下史生使部の類を雜任、諸司に屬する人民を雜色又品部といふ

(三十) 被管、被攝

圖書寮は中務省の管轄を受け、大學寮は式部省に管轄せらる。かくの如き類を「中務省の被管の圖書寮」大學寮は式部省の「被管」といふ。この被管はいづれも、四部官によりて成立せるものなり。然るに稀には四部官以外の役人あるものあり。中務省は卿、輔、丞、録并に被管たる中官職、圖書寮等の他に、侍從、内舍人、内記、監物等の役人ありて附屬せり。この類を被攝といふ。陰陽寮の曆博士、天文博士、大學寮の文章博士、音博士、刑部省の判事、大藏省の主簿、典藥寮の侍醫の類も然なり。

(三十一) 官位相當

位に貴賤あり、官に高下あり、階貴ければ、職も高く、位賤ければ、任も下る。故に大寶令のうち官位令の篇に於て、官位相當の制を示せり。太政大臣は正一位、左大臣は正二位、右大臣は正三位、大納言は正三位、太宰帥は從三位を相當とせる類なり。なほ下に詳にす。

(三十二) 兼行守

官位相當のと署名をなす場合に最關係あり。相當のときは官を上位を下に書き、相當せざれば之に反す。且位貴くして官賤しきには行の字を書き、官貴くして位賤きには守の字を書く。もし兼官あるときは兼の字を加ふ。これらの方法を位署書とて其式甚わづらはしき事なり、其一例をあぐれば

太宰少貳從五位下小野朝臣篁是は相當にて官上に位下になり

正四位下行左京大夫兼文章博士菅原朝臣清公左京大夫の相當は正五位下

正三位守右大臣兼行左近衛大將清原真人夏野(右大臣の相當は、正從二位、大將の相當は、從三位)

(三十三) 敕任、奏任、判任、判補

諸司の階級によりて其輔任の手續をも異にし、敕任、奏任、判任、判補の別あり。三公、大納言、左右の大辨、八省の卿、近衛の大將、衛府の督、彈正尹、太宰帥、皇太子傳等は敕任にして、其以外、主典以上并に郡領、軍毅は奏任、主政、主帳、家令、内舍人は判任、舍人、史、生使部、帳内資人等は判補とす。敕任のうちには、今の親任をふくみ、判補は今の雇の如し。判任は太政官より判補は式部省にて命ず。官に任ずるとを除目といふ。

司召の除目、縣召の除目の如し。

(三十四) 京官、外官

京にある諸官を京官といひ、其他を外官といふ。京官は中央政府、外官は地方官なり。京職は京都にあれども、性質上なほ外官なり。外の字、令の制にては地方の意に用ゐると多し。外國なども然なり。

(三十五) 武官、文官

近衛府、兵衛府、軍團等の兵器を執るものを武官とし、其他を文官とす。但し、中務省は文官なれども帶劔す。太宰府、三關のある國の國司、美濃、近江、越前、内舍人文官にてし帶劔す。大臣等には別に勅命ありて帶劔するものも亦特例なり。

(三十六) 權官員外官

權大納言、權頭等は定員の外にして事務にあづからざるを普通とす。古くは員外官といひ、後世權官といふ。徳川時代公武ともに權官多きは事務なき故とみえたり。平家物語卷三、大臣流罪の條、師長公の事を、仁安元年十月に前の中納言より權大納言に上り給ふ折ふし、大納言のあかさりければ數の外にぞ加へられけるとあり。

有職故實 (冊二)兼行守(冊三)敕任奏任判任判補(冊四)京官外官(冊五)武官文官 (冊六)權官員外官

(三十七) 長上<sup>ナカノカミ</sup>官番上<sup>ツカサカミ</sup>官

主典已上の諸官被接官等官位の相當なるものは長上<sup>ナカノカミ</sup>官とて、毎日出勤す。長の字は長<sup>ナカ</sup>日の意にて毎日<sup>ナカニ</sup>のとなり。長講堂<sup>ナカノカミノカド</sup>の長も毎日經文を講ずるよしなり。其他に身分の下れるものに番上<sup>ツカサ</sup>官とて、組を分ちて、各組にてかたみがり勤む。番は組を定むるよしなり。この長上分番のとは進級に關係すると多し。徳川時代になりて吉田(卜部)家のとを神祇長上<sup>カミノカミ</sup>と記したるは別のとなり。平家物語紅葉の事の條に上日<sup>ウヘノヒ</sup>ものとあるも番上<sup>ツカサ</sup>官の當番のものなり。

(三十八) 職事<sup>シヨクジ</sup>官散<sup>サン</sup>官

諸官吏の官にありて職務を掌れるものを職事<sup>シヨクジ</sup>官といふ。位のみありて官なきを散官<sup>サン</sup>又は散位<sup>サンイ</sup>といふ。古はまづ位に叙して後に官に任ぜしかば、散位は多かりしにや、散位寮といふをも令におかれたり。三位はサンミと訓み、散位はサンイと訓むを名目とし。其混雜をふせぐ。散の字は散木<sup>サンキ</sup>などいふ熟字もありて用のなきよしなり。

(三十九) 唐名

位をも唐名にていひ、官も唐名を用ゐるとあり。私の場合には正しき名よりも唐

名の方の廣く用ゐられしあり。稀には公の文書にさへ記したると無きにあらず。太政大臣を相國<sup>サウクニ</sup>、中納言を黃門<sup>ワウモン</sup>、參議を宰相<sup>サウサウ</sup>、關白を博陸<sup>ハクリク</sup>、中務を中書<sup>チュウショ</sup>、内大臣を内府<sup>ウチノ</sup>といふ類これなり。清盛を入道相國<sup>セイセイニ</sup>、徳川光圀卿を水戸黃門<sup>ミヅノワウモン</sup>、三善清行を善宰相<sup>ゼンサウサウ</sup>、兼明親王を前中書王<sup>マエチュウショウ</sup>、具平親王を後中書王<sup>ノチチュウショウ</sup>、平重盛を小松内府<sup>コマツウチノ</sup>といふ類、みな唐名にてよひたるなり。拾芥抄、職原抄等に詳なり。

(四十) 遙任<sup>テウジン</sup>、贈官

其身は京都に在りて、地方官に任ぜらるゝを遙任<sup>テウジン</sup>といふ。事務は下僚をして取扱はしめ、自身は俸祿を得るのみ。令義解の撰者の中に南淵永貞は參議と刑部卿と信濃守<sup>シノノカミ</sup>を兼ね、藤原常嗣は參議と右太辨<sup>ミナモトノカミ</sup>と下野守<sup>シノノカミ</sup>とを兼ね、これも遙任なり。死後に官を賜はるを贈官<sup>テウケン</sup>といふ。養老四年十月藤原不比等に太政大臣<sup>タウサウダイジン</sup>正一位を贈り、天平七年十一月知太政事官舍人親王にも太政大臣<sup>タウサウダイジン</sup>を贈らる。菅公も太政大臣を贈らる。

(四十一) 神祇<sup>カミヤ</sup>官<sup>カミヤノカミ</sup>、祠部<sup>ヒラノ</sup>太常寺

有職故實

(廿七)長上<sup>ナカノカミ</sup>官番上<sup>ツカサカミ</sup>官(廿八)職事<sup>シヨクジ</sup>官散<sup>サン</sup>官(廿九)唐名(四十)遙任<sup>テウジン</sup>贈官(四十一)神祇<sup>カミヤ</sup>官<sup>カミヤノカミ</sup> 六三



伯シ 從四位下 大副ダイフ 從五位下 大祐ダイウ 從六位上 大史ダイシ 正八位下 神部カミベ、卜部ウラベ  
太常卿 少副セウフ 從六位上 少祐セウウ 從六位下 小史セウシ 從八位上 使部ツカヒベ、直丁チキヤウ

神祇官は神祇祭祀神祇に屬する人民等のとを掌る。この官を諸官の首に於からるは我國の風儀神祇を重ずる故なり。中古以來花山院の皇子清仁親王の後累代伯に任ぜらる。伯に任ぜざる已前にはたとへば源顯廣と姓を稱へ、伯に任ぜらるれば顯廣王と稱へて皇族の分限となる。之を王氏に復すといふ。王は皇族の尊稱にて氏にはあらねど、この場合にのみは王氏と稱ふる例なり。全く取りのけのとす。其家を白川又は伯家といふ。大副以下は、大中臣、齋部、卜部三姓の人の任ぜらるゝ例にて、其中にも大副は祭主の兼任とせると多し。大中臣は即ち藤波といふ家にて、百人一首に大中臣能宣とあるなどそれなり。卜部は京都の吉田に居りて、世に吉田卜部といふ。かの徒然草の著者兼好法師もその一族なり。徳川時代に及びて大に勢力を神祇長上、管領など稱へて名高き家なり。日本紀などの古書も多くはこの家に傳へたるが世に廣まりしものなり。

(四十二) 攝關

攝政、關白、内覽 殿下 一人、一所 執柄、執政、  
攝錄 博陸、輔佐、太閤、禪問

天皇幼くましましてば攝政をおかる御元服のちに攝政を辭す、之を復辟といふ、其後更に關白を命ぜらる、又稀には攝政關白たらずして、太政官の文書を内覽すべきよしの勅命のみを奉るとあり、攝政、關白、内覽、其名は異にして其實は同じ、故に同時に並びておかるゝとなし、但し藤原忠通關白たりしとき、弟頼長の内覽たりしは非常の例のみ、攝關は三公内大臣たるものもしくは、たりしものを以て補せらる、攝關たるものは一座の宣旨を蒙りて、本官は内大臣にても太政大臣の上に座す、故に一人、一の所など稱す、攝關の尊稱を殿下といふ、大鏡に道長のとを入道、殿下、秀吉の消息文にてんかとあるなどこれなり、關白の字、漢の博陸侯霍光の故事に出づ、故に一名を博陸といふ、關白を子に譲りたる人の尊稱を太閤といふ、豊臣太閤秀吉なども其の一例なり、太閤たる人の出家したるを禪問と云ふ、一條禪問兼良公などの如し。

古く神功皇后、聖德太子、中大兄皇子等の攝政は、後の攝政とは其趣を異にす、清和天

皇九歳にて御即位ののち外祖太政大臣藤原良房攝政たり、これを人臣の攝政たる  
 始とす、次に陽成天皇の朝其子基經右大臣にして攝政す、光孝天皇の元慶八年六月  
 五日詔して基經をして萬政を頒行せしむ、この時關白の字は無けれども事實はあ  
 り、宇多天皇仁和三年十一月廿一日の詔にて万機巨細となく太政大臣に關白すと、  
 太政大臣は其時の基經の官なり、關白の字このときに見ゆ、これよりのち朱雀天皇  
 の始基經の子忠平攝政となり、元慶四年十一月晦、復、辟して關白となりしより永く  
 先例となりて、藤原氏の嫡宗多くは(至尊の外祖たるもの)攝關となるを例とし、政權  
 藤原氏に歸す、鎌倉時代より、其嫡宗は近衛、九條、二條、一條、鷹司の五家となり、交々攝  
 關に上る、故に之を五攝家といふ、藤原氏にあらずして、關白となりしは古今只秀吉、  
 秀次父子のみ藤原氏の攝關たるものは、氏長者となりて同族を支配し、且渡庄と號  
 して世襲の庄園を領す、故にかの藤原氏時代に攝關たるを爭ひしは一には名譽  
 の爲一には利益の爲なり、忠通頼長の争にも忠通の領せし宅地庄園を奪ひしとみ  
 ゆ。

(四十三)

大政官ダイセイワン 尙書省オウショウシヨウ

おほいまつりごとのつかさ

太政官の政務を總統するところにて、至尊の詔勅も太政官をして發布せしめ、諸司  
 の奏聞も太政官を経て上る、今の内閣に同じく、唐の尙書省に似たり、今の制度のも  
 としなりたる唐にては、尙書門下、中書の三省を鼎立せしめしに、我令にては太政官  
 中務省の二つとし、門下省の政務は之を官と省に分屬せしめて權衡を保つとせ  
 り、即ちかの制を取り斟酌して宜しきを得たるもの、一とす。  
 太政官にあがる、諸官は凡次の如し、而して古くは少納言局、左辨官局、右辨官局



有職故實 (四十三)太政官

三局に分れて事務を執りしに、後には局務、官務の二局となれり。

(四十四) 三公 三槐

太政大臣一品、正從一位、明開之官 左大臣二品、正從二位、一ノ上 右大臣二品、正從二位、大保  
内大臣令外 准大臣令外 大臣相府、蓮府、槐門

太政大臣は一人(天子)に師範として、四海に儀形たり、其人無ければ則ち闕くと見え、たれば則ち闕官ともいひ、有徳の人を任ずるを本旨とし、職掌なし、されば太政官の政務を統ぶるは左大官の任なり、故に一ノ上とはいふなり、右大臣以上を總稱して三公といふ、太政大臣なきときは内大臣を加へて三公とす、百人一首に儀同三司の母とあるは藤原道隆の室、伊周の母にて、伊周准大臣たりしが故なり、儀三司(三公)に同じといふとなり、太政大臣のとを假名の文にはオホキオトマ、左右大臣を左ノオトマ、右ノオトマ、内大臣をカズノホカノオトド、カケナビクホシ、大臣のとをホシノクラ非、オホイマウチギミなどもいへり、太政大臣は多くは贈官のみなりしに、藤原良房以後、存生の間にも任ぜらるゝ例となれり、太政大臣には昭宣公などの如く、諡、淡海公などの追封を給ふとなり。

(四十五) 大納言、中納言、参議

大納言四品、正三位、權 中納言從三位、權、令外 参議令外、三位、四位  
少納言從五位下 大外記正六位上 少外記正七位上

納言とは、至尊に事を奏聞するよしの名にて、即ち、敷奏、宣旨、侍從、獻替等のとをつかさどる、参議はもと、天平三年におかれしに、一時廢せられ、五畿七道に觀察使を一人づゝおかれ、更にそれを廢して参議とせらる、左右の大辨、近衛の中將、藏人頭などより任ず、八人ある故に、八座といふ、徳川光圀卿を黄門とよぶは、權中納言たりし故なり、参議以上を見任の公卿といふ。

(四十六) 少納言、外記

少納言從五位下 大外記正六位上 少外記正七位上 (局務)

少納言は重き任にて、必ず侍從を兼ねて、小事を宣奏し、御璽、官印等のとを掌る、外記は内記に對する稱にて、詔書、奏文を勘へ、公文を讀み申すとをつかさどり、恒例臨時の公事にあづかる、近世外記のとを局務と稱ふ、清原(舟橋)中原(押小路)二氏のもの世々任ぜらるゝ例にて、其事務を執るところを外記局又外記の廳といひ、其別室に結政所一にカタナシといふあり。

(四十七) 辨官シツ 蘭省ランシツ 蘭臺ランダイ 八史ハシ

左右大辨ダイベン 從四位上 尚書左右大丞  
 左右中辨チュウベン 正五位上 尚書左右中丞  
 左右少辨ショベン 正六位上 左右少丞  
 左右大史ダイシ 正六位上 尚書左右都事  
 左右少史ショシ 正七位上 尚書主事

辨官は八省諸國司に關するを掌りて其職重く、文才ある人を以て任ぜらるゝ故に朗詠にも、尚書者亦天下之望也、庸才不可以攀臺閣之目といへるも辨官のといへるなり、其役所を辨官曹司といふ、左右大辨以下各一人に別に權官一人もしくは二人ありて、七辨八辨の稱あり、大辨を訓してオホトモロといふ。左右大史以下二人づゝ都て八人ある故に八史ともいふ、太政官の文書を悉く知りて樞要の職なり、一條帝の朝に小槻宿禰奉親、一史即ち左大史となりてより後、子孫其職を世襲して、右大史をも兼ね、もと左右二局のとは一局にて取扱ふとなれり、奉親の子孫壬生と稱し、宿禰のかばねより轉じて俗に禰家といふ、以上三局もしくは二局の役人を總稱して官のつかさ又はしやうくわん(政官上官)といふ。巡察使は事あるをり臨時に人を選びておかるゝ職なり(以上太政官)

(四十八) 中務省チュウモクシツ 鳳閣フウカク

卿キョウ 四品、正四位上 中書令  
 大輔ダイボ 輔ボ 少輔ショボ 大丞ダイシヤウ 少丞ショシヤウ 大錄ダイロク 少錄ショロク 直丁チキョウ 史生シシヤウ 書掌ショウシヤウ 使部シブ

中務省の中は宮中の意味にて、宮中のとの重なるとは、皆こゝにて取扱ふなり、故に八省の中にて、特に待遇をよくし、且文官なれども帶劔す、卿は多くは親王の任にて兼明親王を前中書王具平親王を後中書王と申すも、中務卿に任ぜられたる故なり、今の宮内省は古の中務省と宮内省を併せたるものなり。

(四十九) 侍從シヤクジヤウ

侍從シヤクジヤウ 從五位下 八人 拾遺シツイ 補闕ホクケツ 次侍從ジヤクシヤウ 九十二人 非侍從ヒシヤクジヤウ 擬侍從ギシヤクジヤウ 出居侍從シュキシヤクジヤウ

侍從は常に至尊に奉仕するもの八人のうち三人は少納言より兼任す、次侍從は四位五位の年功あるもの等を補す、所謂殿上人これなり、非侍從は侍從に至らずして節會に參列するもの擬侍從は即位等の儀式に列するもの、出居侍從は出居の座といふを儀式の時設けられて其座につくもの、非侍從以下は臨時のとなり、藤原定家侍從たりし故に其家集を拾遺愚草といふ、其歌に「こす浪の遣りをひろふ濱の名の十とてのちも三とせ過しつ」ともよめり。

(五十) 内舍人ウチノケモノ

有職故實 (四十七)辨官(四十八)中務省(四十九)侍從(五十)内舍人

内舍人九十人 古くは禁中のとを見習ふ爲に然るべき貴き人の子弟もなりたるものにて、劔を帶して宿衛供奉などを勤め、攝關には内舍人を隨身として賜ふとあり、近頃の護衛巡查の類ともいふべきか、藤内、平内、源内などいふ通稱の内はこの内舍人をつとめたるよしなり。

(五十一) 内記

大内記正六位上、柱史 中内記正七位上 少内記正八位上

文筆に堪へたる人を任せられ、詔勅の文を作り禁中の記録のとを掌る。中内記は後世廢せらる。

(五十二) 監物、主鈴、典鑰

大監物從五位下 中監物從六位上 少監物正六位下 史生

監物はオロシモノ、ツカとも稱ふ、内藏寮等官物出納の監察等を掌る。大主鈴少主鈴は驛鈴の出納を掌り、大典鑰少典鑰は鑰を掌る(以上中務省の被接官)

(五十三) 中宮職略して單にしきといふ

大夫從四位下 亮權、長秋監 大進少進 大屬少屬 舍人四百人

太皇太后宮 皇太后宮職 皇后宮職 太皇太后宮以下を三宮といふ

中宮は令の制にては三宮に通ずる稱なりしに一條帝以後皇后、中宮の別起りて四宮の名も起れり、四宮各大夫以下の役をさかる。大夫の字ダイヤとよむよしは既に上にいへり、太皇太后宮大夫、皇太后宮大夫を、大宮の大夫、中宮大夫、皇后宮大夫を宮の大夫ともいふなり。

(五十四) 左大舍人寮

頭從五位上 助權 大允少允 大屬少屬 大舍人八百人 使部直丁

六位以下八位以上のもの、嫡子年廿一以上にて、未仕へざるものうち儀容の端正なるものを選びて大舍人とし、禁中の宿衛供奉のとをつかさどらしむ。

(五十五) 圖書寮

頭從五位上 助權 大允少允 大屬少屬 寫書手、裝演手、造紙手、造筆手、造墨手、使部直丁、紙戸

經籍、佛書、佛像、修史等を掌る。

(五十六) 内藏寮 内府局

頭從五位下 助權 允大屬 少屬大主 鑰少主 藏部、價長、典履、百濟手、使部直丁、百濟戸

有職故實 (五十一)内記(五十二)監物主鈴典鑰(五十三)中宮職(五十五)大舍人寮 (五十五)圖書寮(五十六)内藏寮

内藏の名は大藏に對し其起源上古にあり寶器外國の貢獻御服等のを掌る。

百敷のくらのつかさのふり賣にわれ劣らじとつどふうなひ子 衣笠内大臣  
この歌は拂下ものゝとを詠せしにや後世御服のとは山科高倉二家にて奉仕する  
となれり所謂衣紋の家なり妻室のいやしき人はこの頭に任せずといふは御服  
のとに關する故なるべし。

(五十七) 縫殿寮 ぬひれう  
尙衣局

頭 從五位下 助 允、大屬、少屬 使部直丁

女王並に女官のと衣服裁縫のと等を掌る。

(五十八) 陰陽寮

頭 從五位下 助 允、大屬、少屬 使部直丁

(被攝) 陰陽師 陰陽博士 曆博士 天文博士 漏刻博士

後世陰陽天文のとは安倍氏(土御門)曆は賀茂氏(幸徳井)世職となれり。

(五十九) 内匠寮 (令外)

頭 從五位上 助 大允、少允 大屬、少屬

令制定の後神龜五年七月廿七日における諸の細工ものなごのとを掌り或時代に  
は漆器繪畫のにも預りたれど後には繪所作物所などに其職はうつりて内匠寮  
は障子の破損をつくらふとなどを掌りしよし順德天皇の御記にみゆ徳川時代に  
は行事官といふにて掌りしものゝ如し今に斐陀國は庸調を免して里ごと匠丁  
(大工)十人づゝ徵發せらるゝと見ゆ即ち飛彈匠なりされば飛彈匠とあるは一人の  
名にはあらず。 (己上中務省の被管)

(六十) 式部省 吏部  
のりのつかさ

卿 正四位下 大輔 少輔 大丞、少丞、大録、少録 史生、省掌使部直丁

文官の名稱進退學校のとを總べて掌る醍醐天皇の皇子重明親王の御記を李部王  
記といふは式部卿に任じ給ひし故にて李は吏の借字なり。

(六十一) 大學寮 國子監

頭 從五位上 助 大允、大允、大録、少録

(被攝) 博士、助教、音博士、書博士、算博士

大學寮は眞に官吏養成の目的にて設けしものにて頭以下は事務官博士等の被攝

有職故實 (五十七)縫殿寮(五十八)陰陽寮(五十九)内匠寮(六十)式部省(六十一)大學寮

官は教官なり、博士ハクシと今いふは學位ガクなれど、昔の博士ハクシは今の教授といふと同意の語なり、後には文章博士などをもちかれたり、學生ガクシヤの定員は四百人、算生は三十人とす、五位以上の子孫并に東西ヤマト、カフチの史部シトのものより採るを例とし、東修には布一端と酒食とを差出し、卒業試験ともいふべき節には問題十につき八以上を得ざれば、登用せらるゝとを得ざるなり、よほど、カラキ點の採りかたなり、このカラキ點にて卒業したるものを秀才シヤウタイいふ、菅秀才といふもこれよりいつ、秀才の上々の及第は正八位上、上中は正八位下に叙せられ、其後に官に任せらるゝものとす。

(六十二) 散位寮

これは、位のみにて、官なき人の名籍を掌るものなれど、寛平七年に式部省に其事務をうつして、寮は廢せられたり。  
(已上式部の被管)

(六十三) 治部省

禮部  
をさむるつかさ  
卿正四位下 大輔權 少輔權 大丞、少丞、大録、少録史生、省掌、使部、直丁

治部省は、家すぢに關する、即ち五位以上の繼嗣、婚姻、喪葬等のと、外國人のと、并に

祥瑞のと等を掌る解部は家すぢに關する訴訟を判決する役なり。

(六十四) 雅樂寮

大樂  
うたれう  
頭從五位上 助權 大允、少允、大屬、少屬  
(被攝) 歌師、歌女師、舞師、笛師、唐樂師、高麗樂師、  
百濟樂師、新羅樂師、伎樂師、腰鼓師

音樂に關すると、其教育をも掌れり、我國の音樂のみならず諸外國の樂をも教へさせしものなり、歌女、舞生、唐樂生、三十人などの生徒もあかる、後世に至りてこれらのと多くすたれたれども、なほ今に古代の面かげを存したると多し。

(六十五) 立蕃寮

鴻臚寺  
ほうしまらひとのつかさ  
「ほうし」は僧尼のと、まらひと(客人)は外國より來朝の人のとにて、即ち僧尼と外國人のとをつかさどる役所なり、今の外務省と宗務局とを合せたるが如し、僧も尼もと佛教と共に外國より入り來れるものなれば、こゝにてとりあつかひしものなり、故に出家の免狀ともいふべき度、牒はこゝにて與ふるなり、京都の東寺はもと東鴻臚館の地にて、それを弘仁年中空海に賜はりて寺となしたるなり、それに對する西鴻

有職故實 (六十二)散位寮(六十三)治部省(六十四)雅樂寮(六十五)立蕃寮

臚館もありて、同時に守敏に賜はりて、西寺となしたれど、今はあとかたもなきにや。

(六十六) 諸陵司 喪儀司

(已上治部省被管)

諸陵寮、みさゝきのつかさといふ、野見宿禰の後の土師氏はこの役所に長く管せられて凶事にあづかりしなり、然るに延暦十六年に特に赦して之を止めらる。

(六十七) 民部省 戸部 たみのつかさ

卿 正四位下 大輔 權 少輔 權 大丞 少丞 大録 少録 史生、省掌 使部、直丁

この省は、人民の戸籍、賤民のと、田のと、橋道、山川等のと、所謂民政を掌るところにして、孝子、義僕などのとを旌表するとも、この省に屬す、折たくし、ばの肥のはしめの方に、戸部と見えたるも、土屋民部のとを唐名にて戸部とかきたるなり、又戸部尙書と記せるは民部卿になりたる人のとなり。

(六十八) 主計寮 かずのつかさ ちからつかさ 主税寮 ちからのつかさ

ともに民部省の被管にて、主計は調庸等のと、國用を支度するとを掌り、主税は田租のと、倉廩のと等を掌る、加藤主計頭などもこれよりいでし詞なり、主税をちからといふと、ちからは勞力の意より租税の意にうつりたるなり、田租をたぢからともい

へり、二寮ともに被攝に算師あり。

(六十九) 兵部省 兵部 つはものつかさ

卿 正四位下 大輔 權 少輔 權 大丞 少丞 大録 少録

武官のと、軍事のとをつかさどる被管に、兵馬司、造兵司、鼓吹司、主船司、主鷹司ありしが、後いづれも廢せられても、と衛門府の被管たりし、隼人司のつかさをこゝに屬せらる、隼人の故事はかの神代紀にみえて、誰も知るとなれば、いはず、後世までも其風ありて、延喜の隼人式に、今來隼人として、かの地より京都へ近頃來りしものが、吠ゆる聲を演習するさまを載せて、左發本聲、右發末聲、惣大聲十遍、小聲一遍、訖、一人更發細聲二遍など見ゆ、ワンタンなど吠えしにや、其こゑぞ聞かまほしけれ。

(七十) 刑部省 刑部 うたへたすつかさ

卿 正四位下 大輔 權 少輔 職 大丞 少丞 大録 少録 史生、省掌 使部、直丁

(被攝) 大判事、中判事、少判事、大屬、少屬、大解部、中解部、少解部、

今の司法省と大審院を合併せるが如きものにて、卿も判決の權を有す、解部は争訟を問窮するものにて、今の豫審の如く、判事は按覆し、斷定す、勿論民事刑事ともに關

有職故實

(六十六) 諸陵司 (六十七) 民部省 (六十八) 主計寮 主税寮 (六十九) 兵部省 (七十) 刑部省



係す、されば債負のとも掌るよしにいへり、被管に贓贖司、囚獄司ありしが、後には廢れて、これらのと、檢非違使にうつれり、北畠親房公の抄に、囚獄司は近代必しも任せずといへるにて、大臈を知るべし。

(七十一) 大藏省 大府事  
おほくらのつかさ

卿 正四位下 大輔 權 少輔 權 大丞、少丞、大録、少録、史生、省掌  
使部、直丁

(被攝) 大主簿、少主簿、藏部、價長、典履、百濟手部、曲草、狛部

調及び金銀等の出納、度量、權衡、賣買等のとをつかさどる、雄略帝の朝に大藏と内藏とを分たれしとなども見えて、令前よりふるく傳はるところに基きておかれたる役所の一なり、出納のとはかの中務省の被攝たる監物もたちあふなり。この省の被管にもとは典鑄司、掃部司、漆部司、縫部司ありしに、みな廢れて、只織部司のみ長くのこれり、織部司の被攝に挑文師あり、錦、綾等の文をあやつるとを掌る。

(七十二) 宮内省 工部  
みやのうちのつかさ

卿 正四位下 大輔 權 少輔 權 大丞、少丞、大録、少録、史生、省掌  
使部、直丁

宮内省は、今のと、其名は同じくして、其實大にことなれると、中務省の條にいへるが

如し、令に宮内卿は諸國の調雜物を出納し、春米、官田(御料地)及び御食産を奏宣し、諸方の口味のとを掌るとみえたるにて知るべし。

(七十三) 大膳職 大官署、光祿寺  
かしはてのつかさ

大夫 權 亮 權 大進、少進、大屬、少屬、主膳、主菓、餠膳部

大膳職にて掌る膳羞は儀式の節等に臣下に賜はるものなり、内膳の條とあはせ考ふべし、其他佛會の供養料、親王以下の月料、諸臣の百度料などいふものもこの職より支出せらるゝなり。

(七十四) 木工寮 匠作  
こたくみのつかさ

造營、採材等のとをつかさどる、紀貫之などもこの頭になりしとありし由。

(七十五) 大炊寮 大食署

春米、雜穀を諸司に分給すると、諸司の食料のと等を司る。

(七十六) 主殿寮 尙舍局  
とのもりのつかさ

供御の輿車、殿庭の洒掃、炭燎等のとを掌る、とのもりのとものみやつこ心あらばこの春ばつり朝ぎよめすななど歌によめるこの寮のとなり、とのもりを署してとの

有職故實 (七十一)大藏省(七十二)宮内省(七十三)大膳職(七十四)木工寮  
(七十五)大炊寮(七十六)主殿寮

もとより。

(七十七) 典藥寮 大醫署

この寮の被攝に醫博士、女醫博士、針博士、侍醫等あり、これらの官、後世は和氣清磨の子孫、丹波康頼の子孫の世襲のすがたとなりたり、和氣氏は苗字を半井、丹波は小森と稱す。

(七十八) 内膳司 尙食局

奉膳(二人) 典膳(次官) 令史 膳部

令の制のはじめより、高膳、安曇二氏のものゝ任ぜらるゝを例とす、もし他氏にて任ぜらるれば奉膳と云はずして正といふ、後には正と奉膳と一人づゝありて、ともに二氏のものゝ任ぜらるゝとなり、内膳の長官たるもの志摩守を兼ねるを例とす、志摩は海産物に富みたる地なれば、供御の膳を調進するに、たよりよろしからしめん爲なり、令の制官位を世襲するとを停められたるが如くなれど、往々とりわけの場合あるとかくの如し、この他宮内省の被管に正親司、造酒司、鍛冶司、官奴司等あれど、今はこゝに省きてのせず。(已上宮内省被管)

心は心として事たらず、講義に筆とりてより、障りがちにてはかゆかず、且は依頼者の求に應ずる能はざりしをば、且購讀諸君の望にかなはざりしを謝す、且は先頃より出版部の催促やかましきに恐れ入り、閉口頓首して一まづこゝに筆を投ぐ。

明治三十五年六月廿九日午後

奚疑堂 主人

有職故實 終

有職故實 (七十七)典藥寮(七十八)内膳司

62  
385

音 韻 貼 寶

正音真寶 八十一卷 卷之二十一 音韻

韻會 十五 韻六 律呂 音韻

發 聲 卷 主

韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻  
韻會 十五 韻六 律呂 音韻

書二五二

終

